

平成24年 梶 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第 3 日)

議事日程 (第 3 号)

平成24年 9 月 19 日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

- 1 4 番 榊原 伸 議員
- 8 番 今西 菊乃 議員
- 1 0 番 田原 輝男 議員
- 3 番 音嶋 正吾 議員
- 6 番 深見 義輝 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

出席議員 (20 名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 小金丸益明君 | 6 番 深見 義輝君 |
| 7 番 町田 正一君 | 8 番 今西 菊乃君 |
| 9 番 市山 和幸君 | 10番 田原 輝男君 |
| 11番 豊坂 敏文君 | 12番 中村出征雄君 |
| 13番 鵜瀬 和博君 | 14番 榊原 伸君 |
| 15番 久間 進君 | 16番 大久保洪昭君 |
| 17番 瀬戸口和幸君 | 18番 牧永 護君 |
| 19番 中田 恭一君 | 20番 市山 繁君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 榊崎 文雄君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|---------|--------|
| 市長 | 白川 博一君 | 副市長 | 中原 康壽君 |
| 副市長 | 山下 三郎君 | 教育長 | 久保田良和君 |
| 総務部長 | 眞鍋 陽晃君 | 企画振興部長 | 堀江 敬治君 |
| 市民部長 | 川原 裕喜君 | 保健環境部長 | 斉藤 和秀君 |
| 建設部長 | 原田憲一郎君 | 農林水産部長 | 後藤 満雄君 |
| 教育次長 | 堤 賢治君 | 消防本部消防長 | 小川 聖治君 |
| 病院部長 | 左野 健治君 | 総務課長 | 久間 博喜君 |
| 財政課長 | 西原 辰也君 | 会計管理者 | 土谷 勝君 |

午前10時00分開議

議長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に御報告をいたします。吉岐新聞社ほか2名の方から報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第3号により、本日の会議を開きます。

ここで眞鍋総務部長より、議案第74号公の施設の指定管理者の指定についての榊原議員の質疑に対する答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。眞鍋総務部長。

総務部長（眞鍋 陽晃君） おはようございます。（「マイク」と呼ぶ者あり）済みません、失礼いたしました。昨日の議案質疑の中で、議案第74号の指定管理者制度について榊原議員のほうから御質問がありました吉岐市の公の施設の指定管理者選定委員会の構成員についてでございますが、「部長会で構成している」と申し上げたところでございますが、選定委員会の委員は、委員長に中原副市長、そして副委員長に私総務部長でございます。そして委員に企画振興部長、市民部長、保健環境部長、建設部長、農林水産部長、教育次長となっております。おわびして訂正を申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（市山 繁君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっております

ので、よろしくお願いいいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、14番、榊原伸議員の登壇をお願いいたします。

〔榊原 伸議員 一般質問席 登壇〕

議員（14番 榊原 伸君）おはようございます。早速ですが通告に従い、榊原が市長に対して大きく2点質問いたします。

まず、1点目として指定管理者制度についてお尋ねいたします。

平成20年度の財団法人地方自治総合研究所の資料によりますと、指定管理者制度は多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として2003年、平成15年に地方自治法改正により創設された制度であります。

指定管理者制度が創設される経緯としては、住民ニーズが多様化したことや民間セクターが成熟したことを受け、柔軟な制度へ改めるべきであるとの考え方が出てきた。こうした中、複数の自治体から公の施設の管理運営の民間開放などの規制緩和を求める構造改革特区の申請がなされたことや経済界からの提言を受けて創設されたとあります。

また、指定管理者制度の導入が進んだ背景の1つに、管理委託制度を導入していた施設は2006年、平成18年ですが、9月1日までに、自治体の直営もしくは指定管理者制度のいずれかに移行しなければならないとする期限が設定されていたことがあげられます。

しかし、必ずしも指定管理者制度を導入しなければならないわけではなかったが、管理委託制度からの移行に際し、施設ごとに指定管理者制度の導入の妥当性、有効性が十分に検討されることのないまま、その導入が進められたケースも少なくないと指摘しております。

また、指定1期目には制度運用の問題点も数多く露呈してきており、各自治体もいまだ手探り状態にある。ゆえに、指定2期目に向けた提案が必要である。

また、市町村合併が行われた自治体では、市町村合併が優先され、その傾向は顕著であった。もっとも、管理委託制度からの移行が3年間という限られた期間の中で進められたため、数多くの施設を抱える自治体にとっては、公の施設の管理・運営のあり方を検討する余裕すらなかったというのが実情であろうとも指摘しています。

しかし、我が吉岐市は、この制度を導入して7年が過ぎようとしております。今までのようなことでよいのか、少し疑問が残ります。そこでお尋ねしますが、吉岐市の場合、多くの指定施設で指定管理者制度を導入しているが、妥当性、有効性は検討されて導入されたのか。

次に、吉岐市においても平成18年よりこの制度を導入していますが、そして2期目、3期目と継続されている施設もあります。継続するとき、1期ごとの検証はされているのか。検証がさ

れていると思いますけども、その中で1つか2つの施設で結構でございますので、その検証結果をお知らせ願いたいと思います。

次に、指定管理者制度の導入に当たって、公募、非公募ができるようになっていますが、壱岐市の場合、青嶋公園を除きほとんどの施設が非公募となっているが、そのわけをお聞かせ願いたいと思います。

今後指定管理者制度を導入するに当たって、どのような施設が考えられるか。また公募を導入するとしたらどのような施設が考えられるか。

以上、4点についてお尋ねいたします。答弁により再質問をさせていただきます。

議長（市山 繁君） 榊原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。14番議員、榊原伸議員の1番目の御質問にお答えいたします。

指定管理者制度についてでございますが、まず第1番目として、多くの施設で指定管理者制度を導入しているが、導入の目的は何かということでございます。指定管理者制度とは、公の施設の管理代行を法人、その他の団体に行わせようとするものでございます。平成15年9月の地方自治法一部改正によりまして、公の施設の管理方法が管理委託制度から指定管理者制度に移行できるようになったところでございます。

壱岐市におきましても平成18年度からこの制度を取り入れ、現在20の公の施設で指定管理者制度を導入しているところでございます。導入目的については、まさに議員おっしゃったように、多様化する住民のニーズに対応するため、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上とともに経費の削減を図る目的で導入しているところでございます。

2番目の指定管理者制度を取り入れている多くの施設で、2期目あるいは3期目に入っておりますが、1期目、2期目が終わった時点での検証なり検討はされたのかということでございます。20施設のうち1期目が8施設、2期目が2施設、3期目、これは当初平成18年からの施設ということになりますが10施設でございます。それぞれ指定期間が終わり継続する場合におきましては指定管理者選定委員会を開き、今までの活動実績、事業計画、決算及び収支計画等を審査いたしまして、今後の施設管理者としてふさわしいかどうかの検証を行っております。また、担当所管課におきましても毎年度指定管理者から市へ事業実績及び収支決算の事業報告書を提出させ、事業内容及び運営状況を確認いたしておるところであります。

その内容でございますけれども、出会いの村で申しますと、指定管理料、経費削減という面からちょっと御説明いたしますけれども、平成23年度に2,850万円の委託をいたしておりましたけれども、指定管理料を払っておりましたけれども、25年度には2,650万円というこ

とで、200万円の減をいたしておるところでございます。

また、風民の郷におきましては、21年の決算で、市からの歳出が1,238万2,000円でございますけれども、これは収入を市の収入として入れて、そして支出をしていた関係でこういふふうになっておりますけれども、指定管理者制度を導入したことによりまして、指定管理者が収入を入れるということもでございます。それで平成23年度には650万円の指定管理料でございましたけど、平成25年度には610万円ということで、これは40万円の減額でございます。失礼しました。650万円の指定管理料が平成23年度でございます。平成25年度につきましては610万円でございますから、2年間で40万円の減額ということになるわけでございます。

その内容といたしまして、どういうふうにして削減したかということでございますけれども、出会いの村におきましては、退職慰労金の廃止、昇給制度の見直しというようなことでございます。また、風民の郷におきましては、指定管理者職員のパート化、役員の非常勤化等をして経費の削減をしているところでございます。

3番目の青嶋公園を除きほとんどの施設が非公募となっているが、そのわけはということでございます。公募による指定管理者施設は、現在青嶋公園、そして壱岐市ケーブルテレビ施設の2施設が公募でございまして、後の18施設は非公募でございます。その非公募にした理由でございますけれども、例えば例を申し上げますと、一支国博物館については乃村工藝社、自動車教習所におきましては株式会社共立自動車学校、壱岐市職業訓練校につきましては壱岐高等職業訓練協会あるいは各社会福祉協議会の事業所が入っておる建物につきましては各社会福祉協議会ということで、その施設と関連が非常に深い。その施設を利用している。そういったところに非公募によって指定管理者としておるところでございまして、必ずしも公募によることがメリットがあるかということ、そうでもないというようなところを非公募にしておるところで御理解いただきたいと思っております。

4点目の今後指定管理者制度を導入する施設はどのようなものが考えられるかということでございます。指定管理できる施設というのは、公の施設として設置条例があるものということになります。公の施設としての設置条例があるものについては、すべてできるということでございますけれども、それではどういうものがあるかと言いますと、やはりいろんなテニスコートでありますとか、陸上競技場でありますとか、公園、図書館、博物館、資料館、し尿処理施設、ごみ処理焼却施設等々の設置条例があるわけでございますけれども、今のところ、これは近々指定管理を考えてもいいなと思っておりますのは、私の管轄ではなくて教育委員会の管轄でございますけれども、一支国王都復元公園の復元公園あるいは原の辻ガイダンス、こういったものがそういう対象になりはしないかなと今のところ思っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 再質問させていただきますが、今市長のほうより答弁いただきましたように、吉岐市の場合のほとんどが今まで管理委託されたところが、このような施設の導入をしていると思いますが、このように多くの施設において指定管理者制度を取り入れたときと今までとどのように違うのか、目的がさっき言いましたように幾つかありますけども、その目的のどの辺に当たるのだろうかという疑問を少し持っております。

しかし、例えば、この経費節減が目的とした場合に、この経費節減を打ち出したばかりに、その施設を受け持たないという、だれも持ち手がないという心配もございますので、私の考えとしても非常に難しいところがありますが。このままで指定管理、メリットがあればいいんですけども、もしメリットがなかったら、ほかの方法ということも私は考えはつきませんけども、何かほかの自治体でそういう考えがあって進まれているところがあれば、研究をしていただきたいと思っております。

それと、また一方で、吉岐出合いの村や吉岐市猿岩物産館、今度新しくなりました吉岐市国民宿舎吉岐島荘、それから今休館となっているサンドーム等などは、私は公募したほうが指定管理者制度の目的に沿うような気がいたします。

指定管理者制度導入に当たっては、先ほど眞鍋部長より説明がありましたように、吉岐市も指定管理者選定委員会が構成してありますが、それはそれでよいとして、吉岐市の場合このような施設の指定管理期間はほとんどの施設で1期3年のようでありまして、現場との関係が深いのは私は課長もしくは係長のようにも見受けられます。

今市長の答弁でありましたように、施設からの報告は一応ペーパーだけの報告、言葉でもありまじょうけども、実際現場での見た声ではないような気がします。そういうことで施設の運用、管理が果たして部長で把握できているのか。そのようなことで1期過ぎた時点での検証が十分できているのか疑問を持っております。ここはやっぱり継続的にその部門に携われる人でなければならぬのではなかろうかという考えを持っております。

というのは、3年1期、次に例えば、職員でも一緒ですけど、部長でも2年で交代される、3年でその場所を異動される、そうしたときに継続的なその把握ができないと思っておりますので、こういう考えを持っております。

次に、指定管理者制度を導入するに当たって、指定管理料金として何を根拠にしているのか、次の3カ所についてわかる範囲でようございます。1つ、吉岐出合いの村、これは農林課です。2、マリンパル吉岐、これは観光商工課です。3、吉岐市芦辺町クオリティーセンターつばさ、これは市民福祉課です。

次に、施設の修繕費用の取り扱いについてですが、いろんな施設があって、まとめて言うのは難しいと思いますが、基本的なこと結構でございますが、指定管理者と壱岐市とどのような負担割合になっているのかお尋ねいたします。

以上、答弁をお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 指定管理者制度について、必ずしもメリットばかりじゃないんじゃないかということでございます。確かに私もそうであると思っております。ただ総合的に考えましてメリットが多ければ、やはりそれを導入すべきだろうと思っておるところでございます、その中で何が一番メインなのかと。

私はやはり指定管理をいたしますと、指定管理者がいわゆる住民ニーズに対応する。利益を生まなければいけませんから努力をする。そういった中で、私はやはり経費節減というのが行政側から見ますと、やっぱり一番メインではなからうか。やはり目に見えるのは経費節減なんだと思っております。

中身につきましては先ほど申しますように、指定管理者が努力をしてその施設を皆さんに利用させていただく、よくしていただく、収入を得ていただくということに、その努力に期待をするところでございます。

それから、出合いの村、クオリティーセンターつばさ、マリンパルの指定管理料の基準は何かということでございます。出合いの村につきましては平成21年度の決算の報告を参考にさせていただいております。他の2施設につきましても同じことでございます。

実はマリンパルにつきましては、ここ2年間、100万円の剰余金が出ておりまして、それを利益としてあげたら税金がかかるものですから、市に寄附という形で毎年100万円ずついただいております。ここは非常に今頑張っているというふうには理解をいたしておるところであります。

それから、維持費の負担でございますけれども、大きな修理、いわゆる建物自体の修理については市が負担をするということでございまして、後の軽微なといいますか、その使用に際して起こった修繕料等につきましては、指定管理者の負担ということで、原則としてそういうふうに行っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 将来例えば、出合いの村とか国民宿舎とかサンドーム、これの公募はどうか。

それからもう1点は、指定管理者選定委員会の構成が現状でいいものかどうかです、はい。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まず、公募をするかどうかというのはやはり、選定委員会の意見の中からももう少し一歩踏み込んだ検証をするように、指示をいたしたいと思っております。

それから選定委員につきましては、やはり今の部長クラスでやっていただきたいと思っておりますけれども、その中で今議員御指摘の各担当者からの意見を十分聴取した上で、その選定委員会に臨みなさいという指示をいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 指定管理者選定委員会についてですが、今のままだと十分とは思いますが、今市長が言われますように。直接担当される職員の方に詳しくお尋ねになって進めていっていただきたいと思っておりますが、いずれにしても非公募であっても選定委員会を開催し、非公募とした理由なり、選定理由を公表することによって説明責任を果たすことができると思っております。

今後の議案説明には、ぜひ1期終わって2期目ということ、それから1期目で始める方たちにとっては、やっぱり検証結果と選定理由を説明の中につけ加えていただきたいと思っております。

次に、施設の修繕費用の取り扱いについてですが、今言われたように金額の大小によって、協議によって決めるようにした場合、どうしても大きな金額になった場合、すなわち壱岐市で負担するようになると思われませんが、指定管理者は多額の修繕費を要する状態まで放置するのではないかとこの心配も私は持っております。

そこで、効果が長年にわたって生ずるものは、投資として自治体が負担すべきだと思います。そうでないものはコストとして指定すべきものであると考えております。実態は公の施設の老朽化に備えて、長期的な改修計画を策定する必要があるのではないかと。大きな財政負担を伴う施設の建設が難しくなっている中で、必要な改修及びメンテナンスを計画的に行うことにより公の施設の寿命を延ばすことができ、それがひいては公の施設の設置維持にかかるコスト削減にも寄与することになると思っております。

次に、公共施設見直し方針として、ある自治体で次の10項目が掲げられていたので紹介したいと思います。1、その施設はだれに何を提供するものか。2、市民にとって重要とされている施設であるか。3、時代の変化で役割が薄れていないか。4、大きな財政負担を伴うことを市民が納得するのか。5、民間に類似しているサービスが生まれていないか。6、ほかのソフト事業などでサービス目的が達成できないか。7、全庁的にみて統合できるサービスはないか。8、最適な運営形態か。9、受益者負担は適正か。10、コスト縮減努力の余地はないか。

市長の答弁がありましたら、答弁を聞いてこの質問を終わりたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 再質問についてお答えをいたします。

選定委員会で継続をする、あるいはそれをやめる、そういったことにつきましては当然のごとく、議会において更新時期にはその説明をするべきだと思っておりますし、そのようにさせます。

それから、改修につきまして、自分に負担がかかれば、なかなかしないんじゃないかという御質問でございました。先ほど申しますように、施設そのものあるいは重要な設備等につきましては、市が負担ということで原則いたしておるところでございます。また、メンテナンス等につきましてもおっしゃるように、そのとおりだと思っております。

それから、先ほど研修のいわゆる検討の10項目申されました。その中で私は4町合併をいたしまして、これは4町がそれぞれ単独町時代には必要であったというようなもの、それが例えば4カ所にある。そうしますと先ほど申されました、本当に4カ所必要なのかという、そういった問題もあると思っておりますし、またサンドーム沓岐のように、今おっしゃいます大きな負担になっているんじゃないか。そういったことはないか。その検証の結果、今休館というようなことをしておるわけございまして、そういったものについても今再活用を一生懸命考えているところであります。

また、統合はできないか、本当に今の10項目につきましては、改めてそれぞれ検証させていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 指定管理者に係る質問はこれで終わります、次の質問に入ります。

次の質問ですが、消防署と消防団についてお尋ねいたします。

質問の前に少し時間をいただきたいと思います。去る8月5日、大村市の長崎県消防学校において、第31回長崎県消防ポンプ操法大会でポンプ操法の部で芦辺地区第1分団が9大会連続10回目の優勝。小型ポンプの部において石田地区第2分団、第3小隊が4大会ぶり3回目の優勝をなし遂げています。本当におめでとうございます。選手はもちろんですが、これにかかわられてこられた多くの関係者の方々にねぎらいを申し上げます。

また、石田地区第2分団第3小隊におかれましては、10月7日東京都で開催されます第23回全国消防操法大会出場に向けて、毎日練習に励んでおられます。全国大会でも優秀な成績、優勝を目指して頑張ってくださいと思います。

それでは、質問に入ります。この問題については、今計画されている沓岐市消防本部庁舎の建

てかえ計画とかかわりが深いと思ひ質問をさせていただきます。

まず1点目、消防署職員の定員についてですが、現在条例定数63名のところ、定員61名。配置人数は本部と本署に34名、郷ノ浦支署14名、勝本出張所8名、空港出張所5名となっています。本来定数というのは何を基準にして定められているのか。壱岐市として現在の定数で足りているのか、いないのか。この職員定数について、市長は今後どのように考えられているか。

2点目として、もし定数を減らす考えであるならば、郷ノ浦支署、勝本出張所をどのようにされるのか。それによって壱岐市消防本部庁舎の設計も変わってくると思います。このように壱岐市消防本部庁舎の建てかえ計画は、今後の郷ノ浦支署、勝本出張所の計画と深くかかわってくると思いますが、壱岐市消防本部庁舎の建てかえ計画は現在どのようになっているのか。

3点目として、消防団について定数が1,103名から1,020名に減りますが、それでも現在990人で定数より30人不足しています。私も消防団員の経験をしてきました。消防団活動は地域の人たちの生命や財産を守ることはもちろんですが、消防団活動において規律正しさや団体行動の大事さ、今年行われました消防操法訓練の厳しさの中にお互いを思いやる気持ちなど、今の若い人たちにとっては貴重な体験ばかりです。多くの若い人たちにぜひ経験していただきたいと思っています。

しかし、地域を見てみると、若い人がだんだん減ってきています。今後を考えても今より増える見込みは難しいのではないかと私は思っておりますが、そこで今芦辺町の箱崎地区から要望が出ている箱崎地区の消防団の設立もあわせ、消防団の編成について考える時期に来ているのではないかと思います。以上の3点についてお尋ねいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 榊原議員の2点目の質問、消防署と消防団についてお答えを申し上げます。

現在、壱岐市消防署の建てかえの計画をいたしておるところでございます。その前に条例定数63名ということで、実員61名、市長は定数減を考えているのかという御質問でございます。

消防署の沿革を若干申し上げますと、昭和47年に発足をいたしまして当初は28名の定数でございまして、48年に38名、それからずっとまいりまして、昭和56年に50名という定員がございまして、次に平成7年に62名になっておるところでございますが、平成14年7月1日に運用時間の延長に伴いまして空港が3名から5名体制になったところでありまして、この時点で定員が63名というふうになっておるところでございます。今その人口を例えば申しますと、発足当時の人口は4万2,983名壱岐におられました。今2万9,373人、国勢調査でございますけれども、なっております。ですから今の定数を増やすということにはならないと思ってお

るところでございますが。

県下のあるいは九州の類似団体を見ても、定員につきましても吉岐市については多いほうではございません。ですから、これにつきましては今のところ定数を変えるという気持ちは持っていないところでございます。

ところで、今度の建築いわゆる新築、改築につきまして、郷ノ浦支署、勝本支署のことも統廃合も視野に入れるべきではないかということでございます。この件につきましては当然のことながら、私はそれを議論して建てかえるのは理想であると思っておるところでございます。しかしながら、この議論につきましては相当なやはり時間を要して、救急車部門と火災部門がございませぬ。そういった部門のこと等々も考えまして、両出張所の例えば支署についての統合については、少しやっぱり時間がかかると思っておるところでございます。

そういった中で今回の改築におきましては、はしご車を考えまして、はしご車が入る車庫のスペースだけは確保しようということをやっておるところでございます。どうしてそれまで待てないのかということでございますけれども、それにつきましてはまず今の消防署庁舎の耐震問題がございませぬ。

それから平成28年度にデジタルシステムを導入しなければいけない。それから28年5月までに入れなきゃいけないということですね。それから現在緊急指令台、装置でございませぬけれども、それが既に10年を経過いたしまして更新時期に来ている。そういった中で、新しい建物と同時にそういったものも入れないかん。今入れて、また移し返すというのは非常に無駄遣いになるということもございまして、今議員おっしゃるようにその辺を考えて建物を建てるべきでございます。しかしながら、そういった事情でこの消防署の改築のほうが先んじておるという状況でございますので、御理解賜りたいと思っておるところでございます。

次の消防署と消防団についてでございます。議員おっしゃいますように、消防団につきましては定数は1,103名から1,020人に減ったところでございます。これは以前申し上げましたように、県に対する負担金等々の関係で減らせていただいたところでございませぬけれども。現在990名、これはその時点でございました、9月1日現在では997名が団員でございまして、それでもやはり20数名の不足でございませぬ。今後とも団長を含めまして、消防団幹部と連携いたしまして、団員の加入促進について努力してまいりたいと思っております。

また箱崎地区の、今消防団がないのは箱崎地区だけでございませぬけれども、公民館長連名によりまして吉岐市消防団の分団組織を箱崎地区へ設置してくれという要望が出ております。これにつきましては7月19日に消防団幹部との会合、そして公民館長さんたちを含めた検討委員会を9月12日に行ったところでございませぬ。消防分団の設置の方向で現在進めておりますが、現在のところ新しく分団を増やすというのではなくて、瀬戸地区に3分団あると。その分を箱崎地区

に1つ持っていくというような方向で進めておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 榊原議員。

議員（14番 榊原 伸君） 市長ちょっと勘違いしてあると思いますけども、私は庁舎をつくるなということを申してるわけじゃないんです。人数が減った場合は、勝本なり志原なりを減らすようなかっこうになりはしないかという含みでちょっと申し上げております。これはもう庁舎を早く建てかえていただかねばなりません。それはもう私も賛同はしておりますので、そのところ私は消極的じゃなくて積極的なほうでございますので、よろしく願いいたします。

今回この件に関して救急車の出動回数と消防車の出動回数について、平成22年度と平成23年度について調べてみました。その結果、消防本部での救急車での出動回数は、平成22年で568件、平成23年で490件、消防車の出動回数は平成22年で78件、平成23年で73件、郷ノ浦支署での救急車の出動回数は平成22年で718件、平成23年で738件、消防車の出動回数は平成22年で66件、平成23年で59件、勝本出張所での救急車の出動回数は平成22年で275件、平成23年で308件、消防車の出動回数は平成22年で20件、平成23年で23件、このようにわずか8名しかいない勝本出張所においても、救急車の出動は300近くとなっております。郷ノ浦支署においては平均すれば一日に約2回出動している状況でございます。

今市長が消防署の職員は減らさないという答えをいただきましたので、ひとまず安心はしておりますけども、私は基本的に国を守る自衛隊、治安を任されている警察官、地域住民を災害や火事、事故等から命や財産を守る消防署員は現在の人数より減らしてはいけないという考えを持っています。

先ほどから人口割のことも少し例えで話されましたけども、壱岐の人口は減少しております。減少傾向にもあります。しかし、独居の人とか高齢者だけの家族と弱者と呼ばれる人はどんどん増えております。こういう人たちのためにも消防署の職員は増やす分でも減らしてはいけないと思っております。

消防団の定数についてですが、先ほど言われましたように瀬戸地区を少しあたって箱崎のほうへと、それもいい考えと思います。しかし、今997名になっている消防団員数ですが、将来的にこれが果たして、うちの近くを見ても何とか分団はもう持ちこたえられないと、数が減るぞという声もよく聞きます。また、さっき言いましたようにこの消防団の精神からすれば、多くの若い人に経験をしていただいて、1期でも2期でも入っていただいて、私は人生の勉強をしていただく、訓練をしていただきたいと思っておりますけども、しかし人数が減っているのはもう実情でございます。

そこで次期編成がえのことを考えて、各分団の次期編成がえ時の団員数の調査なりをされたほうがいいのではないかとこの考えを持っております。答弁がありましたらお願いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 後段部分の答弁を申し上げたいと思いますが、確かに若者が減っているということもございまして、各分団の消防団員数が非常に確保が厳しいということでございます。

実は箱崎地区におきましては、現在瀬戸の分団にかなりの団員が瀬戸の分団の手伝いをしているという状況でございます。当然箱崎地区に一つの分団が来れば、その数は増えると思っておりますし、私は消防団員というのは本当に近年では指揮命令でぱっと動くのはもう消防団だけだと思っております、消防団に加入をして、そういった勉強をするというのは、私は若者にとって本当に必要だと思っております。そういった意味で、ぜひ団員の加入促進に努めてまいりたいと思っております。

また、次期編成がえについてのそういった団員の検証等々につきましては、担当部長に指示してあるいは消防長に指示いたしまして、そういった方向で進ませたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（14番 榊原 伸君） 以上で私の質問を終わります。

〔榊原 伸議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、榊原議員の一般質問を終わります。

.....

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

午前10時44分休憩

.....

午前10時55分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

議員（8番 今西 菊乃君） それでは、通告に従いまして、大きくは2件の質問をいたします。

1件目は教育長もかわられましたので、久々に図書関連の質問をいたします。前向きな御答弁をいただけることを期待いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、郷ノ浦図書館についてです。郷ノ浦図書館の空調設備が故障しているという話を聞きましたので、現地へ行ってみました。厳しい残暑の中、西日の当たる郷ノ浦図書館はさすがに人も

いなく、閑散たるものでございました。何うところによりますと、修繕費がかなりかかるのではないかと。それで早急な対応ができずにいる。今年の夏は、あと少しの残暑をこのまましのぐしかない状況のようでした。

この施設は保健所跡で何度か用途が変わって、平成8年からだと思います、現在図書館として使用されておりますが、施設の年数もたち、老朽化もいたしております。また、図書館としての立地条件も余りよくありません。駐車場がなく不便で、高齢者は駐車したところから歩いてきて、あの勾配のきつい坂道を上らなくてはならない状況です。施設内も2階建てでエレベーターもなく、入り口から段差があり、障害者や高齢者対応とはなっておりません。

以前この件に関し、立地条件が悪いので移転して、新規建設の必要があるのではないかという質問をいたしました。まだ合併して間もないころでしたので、前教育長は「近い将来には建てかえを考慮しなければならないと思っております」というような答弁をいただいたと思っております。

そういたしまして、一支国博物館が完成いたしましたときに、郷土館があきますので、あの郷土館跡を少し拡張して移転をしたらどうかと申しましたら、あそこは拡張しても非常に狭隘で図書館としては使えないという御回答でございました。

今回空調設備の故障を機に、移転をして新規建設をすべき時期に来ているのではないかと考えますが、教育長の御見解をお尋ねいたします。

2番目が公民館図書についてです。郷ノ浦と石田は図書館となっておりますが、芦辺公民館、勝本公民館にはそれぞれに図書室がございます。最近その利用者がかなり減少をいたしております。減少をしているというのか、利用する人が限られて固定をしているといったほうがよいのかもかもしれません。高齢者の方の利用がほとんどで、調べものをするということはまずほとんどございません。小説や単行本の貸し出しがほとんどということでございました。在庫してある本もかなり古くなっておりますが、新刊がなかなか買えない状況ですので、若い人は図書館へ走ってきます。

特に勝本は以前公民館で子育てサークルの読み聞かせなどを行っていましたので若い人の利用者もあつたのですが、現在子育てサークルさんは「かざはや」になっておりますので、若い人の利用は非常に少なくなっております。というよりも、ほとんどないといったほうが正確なのかもしれません。公民館事業時の高齢者のコミュニティーの場所となっているのが現状です。芦辺も子育てサークルが「つばさ」であっておりますので、若い人には図書室は近くにあっても遠い存在となっております。

「かざはや」や「つばさ」にも多少の本は置いてありますが、あそこでは貸し出しができません。福祉施設内での図書室の事業ができれば、図書館との連携もとれて若い人も高齢者も利用し

やすくなるのではないかとと思いますが、今後公民館図書についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

3番目が学校図書についてです。以前より学校図書、図書室に本が足りない、新刊がわずかしが購入できない、国の予算はかなりついているのですが、学校現場まではなかなか届いてこないという声をよく耳にいたします。

私は石田町ですので、旧石田町は教育費に多額の予算をつぎ込んでおりましたので、学校現場からそのような声を聞くことはございませんでしたが、合併してから年々、これは石田に限らずそのような声を多く聞くようになりました。どこの学校でも児童に貸し出す本が不足している。課題図書や新刊の購入費が足りない。学校図書費を増額してほしいというのが現場の切実な願いでございます。恐らく子供1人当たり2,000円以内の金額にしか当たっていないのではないかと考えられます。

現在、学校によっては図書館から大量に本を借りている学校もございます。これがだんだんとどの学校もそのように図書館から本を借りようになると、石田と郷ノ浦、2つの図書館と学校のシステム関係を充実させる必要が出てくると思います。図書館の予算を増額するとか、そのシステムの改善の対応が必要になってまいります。

時代の変革とともに社会情勢も非常に変わってまいっております。先日ニュースで、韓国では教科書がなくなり、すべてパソコンを使って授業が行われるというようなニュースが流れておりました。日本でも2020年をめどに進めるというふうになっておりました。しかし、学校は本当に子供たちに「本を読みなさい、本を読みましょう」と言って、一生懸命言っております。子供に本を手にしさせる、触れさせる、子供に本を読ませるということは、子供の感性を高める上でとっても大切なことです。今後の学校図書のあり方をどのように考えてあるのかお尋ねをいたします。

4番目が石田図書館にある視聴覚室、シアタールームについてです。水のない水族館建設時にできたシアタールームが石田の図書館にございます。立派なシアタールームでございます。石田図書館のホームページにも迫力の大スクリーンにプロジェクターを使い、ビデオ・DVD・レーザーディスク等を使用し映し出すことができるというふうに紹介をしております。しかしながら、有効利用がなされていないのではないかと考えられます。

この施設が、あのシアタールームがあのまま閉鎖をされて活かされないのは非常にもったいないという親御さんの声もございます。夏休み中には多くの子供たちが図書館にまいっております。本を読むことも大事ですが、子供たちは映像を見るのが大好きです。迫力のある大スクリーンは家庭のテレビとは違って、感動や感激もひとしおです。幸いにもDVD等は図書館に置いてありますので、夏休みとか冬休みとか、せめて長期休暇中に活用ができないものかをお尋ねいたします。

す。

以上、図書関連について、まずは教育長に4点お尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（市山 繁君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 8番議員、今西議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の郷ノ浦図書館についてでございます。御指摘のように今回8月7日に1回目の故障を起こしました。すぐに業者に依頼をして修理の見積もり、修理に当たり、11日に再稼働ができ、12日と順調に運転をしたわけですが、14日の定期休館日を挟んだお盆の休みを経た16日に再び稼働しましたところ別の部分からガス漏れが発生して、すぐに業者を呼び点検してもらったところ、これはメーカーに来てもらって大々的な修理が必要だという判断の中で、部分的な修理ができないという御意見でございました。

それを受けまして委員会としても判断をいたしまして、相当の期間もかかるし、費用も見込まれる中で、今年の夏厳しい残暑ではあるけれども市内各所から扇風機のあるだけを集めまして、窓の開閉と扇風機によって、申しわけないけれども利用者には何とか乗り越えていただきたいということできたところでございます。

この機械が1995年製の機械でございまして、部品や触媒等も残りの稼働期間に対しては大変厳しいでございます。が、平成18年に暖房機器につきましては修理をしているものですから、この暖房の機能についてはこれから約10年ぐらいはもつという業者の判断を得ております。そのことを踏まえまして、どうするかを十分に検討いたしました。先ほど申し上げますように今夏は何とか涼しくなってくれという希望の中で過ごしてきたところでございます。

実は、あの建物に同居しております商工会のほうも、その後セントラル型で同じ運命のもとにあるものですから、まだ修理ができず、見積もりと次善策がとれない中で扇風機等で対応されているとお聞きをしております。

よって、この修理ができない中、すぐに議員さんのいろいろな示唆も受けまして、廃校中学校に残された空調設備があるということから、既に小学校や中学校に持っていかれた分の残りでしたけれども、取り付け式のを調べましたところ、なかなか稼働がうまくいきませんでした。

最終的に費用は多分かかるだろうという見込みの中で、旧箱崎中学校の職員室と校長室に、天井はめ込みではなくて、つり下げ型になっている空調機3台をここに移設をすることで、今夏、そしてまた来夏の郷ノ浦図書館の利用に対して応えようということで、現在見積もりをして、昨日見積もりの結果が出たところでございます。この後所定の手続を踏みながら、この対応でいいかどうかを私どもとして判断して、また議員さん方の御判断もいただけたらと思っております。

議員御指摘のように、この建物は昭和54年に建設をされて、途中図書館部分に幾らかの増築はしましたが、平成8年から郷ノ浦図書館として利用させていただき、幾らかの増築のとももあり現在にいたっております。増築後8年という年数も考えて、今新しい土地に新しい建物の郷ノ浦図書館を建設をするということは大変厳しいものだと捉えております。しかし、議員御指摘のように冷房機器の故障の中で、空調設備を初め駐車場の合わせて10台、どこにあるかわかりにくいところ、坂道の部分、バリアフリーに対応の部分あるいはこれまでトイレの使用につきましても、かなりの不評をいただいております。そういった人口減が進む中での郷ノ浦図書館のあり方をよりよい方向として検討する価値は十分あると捉えております。

そのような方向で、現在も図書館の広さあるいはこれから移設をする場合に現在市が保有する有効な施設で対応できるかどうか、その辺の具体的なところの検証に入っているところでございます。

2点目の公民館図書の利用が減少しているということについては、議員御指摘のとおりでございます。会館時間が10時から18時ぐらいまでになっておる中で利用が伸びず、勝本の地区公民館におきましては年間で2,430冊の貸し出し、芦辺地区公民館におきましては610冊と大変郷ノ浦・石田の2万3,000、3万冊に比べれば、はるかに少ない実績になっております。

そういう中でも新刊の購入を目指しながら、郷ノ浦図書館の蔵書を移動して対応する等の工夫も取り入れておりますが、いかんせん古い蔵書が場所を占めておまして、この古い蔵書を片づけて、例えば那賀中学校等に移設をさせてもらいながら、新しい蔵書等を取り入れて御来館いただく方たちに何とか利用を高めていきたいと。新刊を置きましても、古い書物の中で新刊が目立たないという利用者の声も届いております。

今後も石田図書館、郷ノ浦図書館あるいは移動図書館との連携をさせていただきながら、貸し出し数の増に向けて図書室の運営に当たっていかねばと考えております。

3点目の学校図書費が少なくということについての御指摘でございます。現在小学校がざっと1校当たりが12万円の図書費でございます。これは児童数にもよりますので幅がございます。もう少し端的に申し上げますと、1人当たり800円の人数分プラス均等の5万円という形でしますと、市全体では244万円が小学校の図書費でございます。それを各小学校で有効に使っていただいております。

中学校におきましては、1人当たり1,000円掛け人数分、それに均等割が8万円ということでの当初予算で図書費の購入に充てておりますが、私のほうとしても25年度の予算要求に向けましては、児童のあるいは生徒の活字離れを防ぐためにも、また各学校では朝10分間の読書の時間を確保して、それぞれ図書室から本を利用する子供たちの育成に努めている中で、この状況を推進するためにもぜひ予算要求に力を入れていきたいと考えております。

学校と図書館の連携についてですが、学校側に定期的にまとめて図書を貸し出すという活動しております。学校の要望に応じて図書の貸し出しを行っておりますし、小学校では現在9校からそういう要望があがっており、少ないところで50冊、多いところは300冊の要望があって、社会教育課の職員で届けております。

貸し出し期間は2週間から1カ月程度、また幼稚園におきましても読み聞かせのボランティアを派遣して、今5つの園でその実施をしておりますし、今後もボランティア方々の御協力をいただきながら本に親しむ子供たちの育成に努めていきたいと思っております。いかにせん、図書費の予算の増額が求められるところでございます。

4番目の石田図書館のシアタールームの活用についてでございます。御指摘のように現在使用しておりません。その理由は視聴覚機器が古くなりまして使用できない、故障の状態にあるからでございます。機器を整備すれば視聴覚ルームとして活用できるものと考えます。広さにして91平米でございます。照明をする必要がありますし、窓の取り付け等を考えたりして、もし石田図書館の学習室として不足するようであれば、そういった転用も考えられるかとは思いますが、議員お話のような本来の視聴覚機器ルームとしての活用ができれば要望に応えるところはありますが、かなりの修理等はそこには伴うような気がいたします。検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 今御答弁をいただきまして、まず図書館に、郷ノ浦図書館については、箱崎中学校の空調つり下げ式のを持ってきて、たちまちの対応をするということで、今年と来年ぐらいはその機械次第ということですね。建てかえるにしてもすぐにはできませんので、それはいいかと思うんですが、私は図書館の建てかえ、そして公民館図書、学校図書と、このように3つに分けて質問するようにいたしておりますが、それをあわせて、やっぱり図書関連を一元すべきだという考えのもとに今回の質問をいたしました。

郷ノ浦図書館は本当に障害者、高齢者には非常に行きにくいところです。そして今学校図書が不足しているということで、学校から社会教育委員会の中で持っていかれているわけですか、学校に。ああ、そうなんですか。でも多いところで200冊から300冊ですね、それをあそこにやっぱり、なかなかあの駐車場も、下の入り口のところの駐車場も商工会と一緒にあっておりまして、あそこまで車を持ってこることができたり、できなかつたりなのですね。雨の日もあるということで、その移動に、本の移動に大変苦慮してあるように伺っております。

それで、一元化をして私はね、どっかにそんなに大きな立派な図書館でなくていいと思うんで

すね。森山町とか今度五島市にできたステンドグラスをつけた立派な図書館とか、ああいう図書館ではなくていいと思うんです。マッチ箱を据えたような図書館でいいじゃないですか。書棚とデスクと、それだけであればいいことですから、そんなにお金がかかるものではないと思うんですね。

一番よく皆様から言われるのは、前の公立病院跡地、あそこだと学校、小学校、中学校、高校と生徒も利用する、児童や生徒が利用しやすいんじゃないかと。高齢者もあそこまで車で行けば、行ってバリアフリーにすれば、利用する人がもっと増えるんじゃないかと。そういうような市民の皆さんの御意見を伺うわけです。

そして、公民館図書も確かに古い中にちょっとだけしかないんですよ、新刊が、わからないんです。新刊はすぐ出るんですよ。だから私が行ったときも、もう本当に新刊はないんですよ。そういう状況の中で郷ノ浦の図書館と連携をして、郷ノ浦の図書館の本を公民館のほうへ持ってきてるとい、今やり方をやっておりますね。でも、たくさん本があそこに、公民館に行くわけではありませんし、郷ノ浦図書館でも新刊は早く出るわけなんですよ。だから、新刊の回しに苦慮するところだと思っております。

学校図書も今先生方に聞いてみますと、石田の図書館はネット予約ができるんですが、郷ノ浦の図書館はネット予約ができないんですよ。それとシステムがつながってないから、今どれだけの在庫があるのか、どういう本があるのかという、それがまずわからないということですね。だからそういうシステムを学校とか公民館あたりにつなげてネットで予約ができるようになれば、先生方の本の回し、注文ですね、そういうものももっとスムーズにできるんじゃないか。そしてどこの学校もそういうやり方になれば、本当に学校図書費がそれほどなくても図書館の本で、図書館の図書費を少し増やせば対応できるんじゃないかと思えますね。

今郷ノ浦図書館で5万冊ですね。児童図書が、学校児童図書が3万ぐらいだったと思うんですね。ちょっと数字がはっきりしませんが、昨日、検索してたら確かそういう数字が出てたと思うんですね。でもかなり古いものもありますので、全部の学校が利用するとなれば、まだまだ増刷しなければならぬとは思いますが。

そのように図書行政、図書関連は、やっぱり一貫してこれからは考えていく必要があるんじゃないかと思えます。本当にパソコンで授業をする、日本も恐らくそういうふうになるんじゃないかと思えます。そんな中で子供たちに本を読ませる、手に取らせる、触れさせるとい、そういう感性を育てていかななくてはならない中で、図書というのは非常に大事な役割をしております。だからそういう一貫した図書行政、図書の運営というものを検討していくべきだと思っております。今回の質問をいたしたわけでございます。

それと石田のシアタールームですね、機械が故障して使えない。その修理にどれぐらいの修理

代がかかるかの検討はなされてる、見積もりは出されているわけですか。それまでまだなされていないわけですね。はい。できましたら、もったいない、非常にもったいない施設だと思います。石田はあそこで全部で3万冊入りますが、まだ1万7,000ぐらいですかね、今入っているのが。もうちょっとの増刊はできますし、郷ノ浦と石田の図書館ではジャンルが違って、求めてこられる品物が違いますので。石田は石田で、あそこまで全部本を置くというようなことは考えなくても、あそこをシアターとして使ったほうが、私は子供たちのためにはいいのではないかと考えております。

それで、図書の一貫性についてですね。どういうふうなお考えがあるかをお聞きいたします。

もう一つ今聞いた中では、学校側がもう図書館に何冊、こういった本を何冊というふうに依頼をして取り寄せているという学校もあるんですね。でも、それをすると非常に今の図書館の職員さんでは不足してくるのではないかと考えております。そういう方向に対して、教育長はどのようにお考えかをお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 今西議員のお尋ねにお答えをいたします。

郷ノ浦図書館に限って申しますと、一日平均の利用者が77人と、年間休みを除けばその倍をすればいいことになりましたが、そのような人口減の中における利用者の数も、今後の大きな検討の課題と考えております。

御指摘のように県下にとどろかすような図書館を新しくつくるのが、壱岐市における図書館の充実した活動だとは思っておりません。人口に、あるいは利用者のニーズにそこそこあう形の広さと適切な蔵書を持った図書館経営ができればと考えます。そういう中では管理等ができる上では動線が一貫しているとか、あるいはこういった空調設備等の故障等も簡単には来ないとか、そういういろいろなことを考えながら、やはり今後の新しい郷ノ浦図書館のよりよい像というのについては、本当に力を入れて検討させていただきたいと考えております。

現在図書館が、1階部分と2階部分を合わせて385平米ございます。それを上回る必要もないだろうとも考えますし、そういった細かなところまで検討は入っているということをお伝えして、御理解をいただけたらと考えております。

あわせて、各公民館に置かれております図書室につきましての利用と学校の図書館、そしてまた先ほど申し上げます郷ノ浦図書館等への利用につきましても、それぞれまた9校の学校から増えるような形で学校のほうの指導もしていきたいと思っております。今のところ臨時でお雇いする形の図書館の職員に負担はかけられませんので、社会教育課の職員のほうがそういうときには出まして、ちゃんとお届けをするという仕事にはついております。

郷ノ浦町の場合は、パソコンに蔵書は入力はしておりますけれども、先ほどおっしゃるようなネットによる貸し出し業務等までは至っておりません。それも今後検討させていただきますが、現在は職員の手作業によりまして貸し出し業務をする中で、何とか利用者のニーズに応える方向に取り組んでいるところでございます。

蛇足にはなりますが、郷ノ浦図書館の場合も、パソコンの前には児童の座る姿が一日の中でも結構長いという状況は、一つの特徴としては捉えております。

以上でございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 前向きに教育委員会、教育長も取り組んでいきたいということだと思います。交付税が今後どんどん削減をされてまいります。その中で学校図書費や公民館図書費の増額というものは期待はできないというふうに思っております。

また、教育長おっしゃったように、岐阜市の人口も減少し、高齢化率も上がっていきます。その中で図書館の利用が今よりも大幅に増えるということは余り考えられないと思っておりますので、大きな図書館の必要はないと思います。そして古くなってる本は倉庫式にして、収納をして出せるようにすれば、そんなに広い図書館の面積は要らないと思います。

そしてシステムを、これは郷ノ浦と石田も今つながってないんですね、パソコンのメーカーが違うということですね。せめて2つの図書館と学校、これはシステムをつなげて、そして学校が検索をして注文をして、図書館の本が学校に回る体制づくりというものを、これはぜひとっていただきたいと思っております。そうすることが皆さんの経費削減にもたちまちはかかるようですけど、経費削減にもなるのではないかと思います。どうか前向きに検討していただきたいと思っておりますが、この件に関しまして教育長だけではなかなかできないこともあると思っておりますので、市長の御見解をお伺いしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、今西議員がおっしゃいました、やはり各所に新刊あるいはいろんな蔵書を増やす、非常に厳しい面があると思っております。そういったものを解消するためのいわゆるパソコンなりでの連携、蔵書の調査、調べ方等々については、当然活用を図るべきだと思っております。今議員おっしゃいますように、例えば郷ノ浦と石田の図書館について、メーカーが違うからできないというような答えをしたようでございますけれども、私はこれは今リース期間が5年とかその辺でございますから、その機械のリースの終了時点で、やはり私は統一すべきだと思っておりますし、できるものはやっぱりしていかないかんと思っておりますのでございます。

ただリース契約はどういうふうになっているかという詳細は知りませんので、その辺は調査をしたいと思えますけれども、私は今議員がおっしゃるような方向に進むべきだと思っております。ただ教育長の管轄でございますので、その権限を侵さない程度に申し上げたいと思えます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 前向きに答弁をいただきましたが、上手に、はい、逃げやすい道でございます。しかし本当にこれはですね、今教科書も要らない、なくなる、すべてパソコンになっていく、そういう時代の流れの中で、本当にそれでいいのだろうかという危惧をするところがあります。どこで子供に本に触れさせるかという、やっぱりそれは学校図書が一番なんですよ。そこから始まるわけです。幼稚園の読み聞かせとか、子育てサークルの中での読み聞かせとか、そういう中から始まっていくものですから、そのところにはぜひ前向きに取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、2番目の質問にまいります。

次は、子育て支援についてでございます。すべての子供の良質な生育環境を保障し、子供子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て新システム関連法案が閣議決定されました。認定こども園を改良し総合こども園となり、運営補助を一本化し、安定的に給付し、施設を増やす計画です。

また、保育所は認可保育所の許可を容易にするとともに、認可外保育所や家庭的保育所、事業所内保育所、小規模保育所を拡充し、多くの保育施設が補助を受けやすいようにというふうになっております。国はこのような方針を打ち出してまいりました。

これまでも私は保育園、幼稚園の施設が30年以上たっているところがほとんどで老朽化もしているし、園児数がいまにもアンバランスである、正規職員の配置に問題があるなど、何度か保育所、幼稚園を早急に改善すべきと言っていました。国の方針が確定してからということでもございました。国の方針も出ておりますので、今後どのように取り組まれていくのかお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今西議員の子育て支援についての御質問でございます。

認定こども園の改良を柱とした国の子育て支援策関連は成立したと。保育所、幼稚園の市の取り組みはどうかという御質問でございます。

議員御指摘のように8月10日に、子ども・子育て関連3法案が成立いたしました。これは税と社会保障の一体改革の中で成立したということでもございますが、その中で壱岐市といたしましても昨年からは幼保連携に着手して、これまでパブリックコメントの実施、現場の実態と問題点の

把握のため、保育所部会を2回、保育所長会、幼稚園部会3回を実施していたところでございます。

ただ、私は、今回のこの子ども・子育て関連3法案に大変失望いたしております。先ほどおっしゃいましたように、私は国の方針が確定するまで待ちたいということによってまいりました。

ここに3月24日の新聞と6月25日の新聞がございます。3月25日の新聞には、見出しの中で「幼稚園と保育所一体化」という、大きくうたわれております。「2本立てにひずみがある」と、「総合こども園が核だ」というふうに政府は答弁してきたわけでございます。総合こども園です。それが、6月25日の新聞では、「総合こども園取り下げ」だと。

ですから従来の認定こども園の拡大で対応したいということございまして、なおかつ保育所の統合についても期限を決めない。移行についても期限を決めていらっしゃいません。また幼稚園については任意だという判断でございます。したがって私は、きっと国が幼保一体化と言っとるわけですから、その何らかの方針を示すところと思ってたわけです。しかし残念ながら、それは全くそのことについて、国の指導力というのは全くないということになってしまいました。そういった意味で非常に私は、それにつきましては失望したところであります。

今度の、評価できるといたせば、先ほど税と社会保障の一体改革の中で成立したわけございまして、この恒久財源の確保、消費税を回すということございまして、恒久財源の確保については評価できると思いますし、議員先ほどおっしゃいました市立保育所あるいは事業所内保育所、いわゆる施設型、地域型の事業についても、満額でございませぬけれども、市の負担もございませぬけれども、補助ができること。

そしてもう一つは、市の裁量が拡大したと。市の裁量が拡大しておりますから、市が、例えば市立や企業の事業所のあるいは小規模の保育所に対して、補助を出すか出さないか市長が裁量で決めていいということになるわけでございます。しかしながら、それは裏を返しますと、責任が重大であるということにほかならないわけでございます。

また、このデメリットといたしましては、例えば保育ママとか小規模保育が容認されたわけですから、ビルやマンションの一室で保育が足るんじゃないかといったようなことも危惧をされておるわけでございます。しかし、そういうものについては当然のことながら市長の裁量でございますから、いろいろそういうのを防がなきゃいかんと思っておるところでございます。

そういうふうに私は、国の方針は決まりましたものの、幼保一体化に向けての指導力というのはないと思っておるわけございまして、いよいよ市長の裁量が下されるわけでございますから、壱岐市独自の子育てのシステムを構築しなければならないと思っておるところでございます。

そういった中で私は、今度の決まりました国の方針を受けまして、壱岐市の未来を担う子供たちが、だれでも、どこでも、いつでも必要になりまして、高水準の幼児教育と保育を受けること

ができますように、地域の実態に即した制度を確立しなきゃいけないと。そのためには教育委員会など、関係機関とも十分協議した上で検討委員の人選を行いまして、現在検討委員会による本格的な論議をいただくよう準備を進めておるところでございます。

また、そういう方針が本当に変わったわけでございますので、議員の皆様方の御意見も聞きながら、壱岐市の子育て支援について考えていきたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 市長がおっしゃられたように、私も見て、あれ、これは大体どうしなさいって言いよることかなと思ったんですよね、総合こども園型。幼稚園は幼稚園、保育士は保育士、また小規模とか事業所。これも補助やってやります。そうなるそうですね、これは壱岐市ではどのように取り組んでいかれるのかなと思いまして、今回質問したわけです。どれでもいいわけですからね。極端に言えば、あなたのいいようにしなさいよということなんですよね。だから非常に難しいなと思ったので。

市はどの方向性で、幼保一体化で、認定こども園式で、通園バスを使って幾つかの大きな認定こども園のようなをつくれるのか。それとも今の幼稚園とか保育所ですね、これを整備して、もっと充実させたものになさるのか。どっちの方向をとられるのかなと思いまして質問をいたしましたわけです。非常に難しいところになっていると思います。

今から検討委員会を立ち上げて検討するというところでございますので、本当に現場、親はやっぱり近くがいいわけですね。認定こども園式にすると3歳以上はいいわけですが、バスに乗れますから。しかし一番肝心なのは0歳から2歳までなんです。この子たちは認定こども園では無理なんです。そこのところを認可保育所とか認可外保育所、そういうところへの手当をペイにして対応なさるのか、対応するのかですね。今のをもう少し整備して対応するのか。まだそのところまではお考えではございませんか。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） まさに今議員おっしゃったように、むしろ一本化というよりも、ばらばらになる可能性が非常に強い今回の法律でございます。しかしながら先ほど申しますように、市長の裁量が多うございますので、私はやはり一本化に向けてできるような、そういった政策をとらなきゃいけないと思っております。

おっしゃいますように、やはり0歳から3歳児未満、これは当然のごとく0歳児であれば3対1の保育所がいります。3歳児未満でありますと6対1の保育所がいります。そういった年齢構成的な問題、それから地域的な問題等ございます。その辺をやはり受益者だけを検討委員にしま

すと、施設の統合というのは絶対うんと言ってくれないと思うんですね。しかし、そういう受益者の方々、あるいはいろんな層からの委員さんを選定いたしまして、やはり将来の壱岐を見据えた総合的なものを一つ、諮問について答申をいただきたいなと期待をしているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） それでは、そのとおりなんですね。財政を考えれば、絶対に統合すべきですね。でも保護者はやっぱり、もっと地域充実型を望みますので、そのところは非常に厳しい、選択するのに厳しいところがあると思いますが。

もし、認定こども園のように一つにするのであれば、市長は「民間でできることは民間で」というふうだね、よくおっしゃいます。壱岐は今まで保育所にしろ、幼稚園にしろ、公立が当然当たり前の世界でした。しかし、ここを出れば、検索しても認定こども園はほとんど私立なんですね。そのところを市長はどのように考えてあるのかを最後に一つお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 非常に厳しい御質問でございまして、今壱岐市は御存じのように幼稚園、これについてはもちろん公立でございまして、保育所、幾つかの民間はございまして、認可保育所もございましてけれども、大きく行政が役割を担っているという中で、募集をいたしましても最初私立なら絶対行かないで、すべて公立に応募者が殺到するという状況でございまして。

そういったこともございまして、私は基本的に今保育士につきましては議員から御指摘受けておりますように、囑託がほとんどでございまして。そういった状況をかんがみまして、例えば0歳児を全部保育するといいたしますと、200名の子供が今壱岐で生まれております。3対1にしますと90名も保育士がいる。そういったことに、もちろん保育にかけるという条件はございましてけれどもやれるのか。そういった点も十分考慮しながら判断していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 今西議員。

議員（8番 今西 菊乃君） 終わります。ありがとうございました。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時43分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、10番、田原輝男議員の登壇をお願いします。

〔田原 輝男議員 一般質問席 登壇〕

議員（10番 田原 輝男君） それでは、通告に従いまして、田原が一般質問を行います。

大きくは3点、1点目につきましては、項目が3項目ほどあります。それでは、順に従いまして一般質問をいたします。

まず1点目、島内の道路整備についてでございますけども、現在までに数多くの要望が上がっておるかと思っております。その要望に対しての対応策、また今後の取り組みについてお尋ねをいたします。それらは、ここに書いてありますとおり救急車が入りにくい道路も含むと書いております。

2点目、3点目につきましては、これらは多額の予算を要します。そのためにまず計画的なものをお伺いをいたします。

3点目は、あってはならない自然災害、地震、津波、原発、そして今報道もなされております最初は原発ゼロという国の方針的なものが、それを撤回をなされまして、新たな原発はつくらないという方向にまた転換をされているようでございます。

そういうものを踏まえまして、質問を行います。その中に3点目にここに書いてある、通告書に書いてありますとおり、自然災害時の避難道路の計画について。これは市長の政策として取り組んでいかれたらどうかという、私なりの計画として案を示すわけでございます。

この3点につきまして、まず市長の御見解をお伺いしたいと思っております。その見解次第では再質問をいたします。

議長（市山 繁君） 田原議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 10番、田原輝男議員の御質問にお答えいたします。

大きい1点目でございます。島内の道路整備についてという御質問でございまして、そのうちの1つ、まず第1点目の現在までに要望が数多く上がっているが、今後の対策、取り組みについてということでございます。このことにつきましては、さきの6月会議で申し上げましたけれども、市道の改良工事については合併以前からの継続事業を優先して進めておるとというのが現状でございまして、それらの工事でさえ完了できないという現状でございます。こうした中、新規の路線にはなかなか取り組めないというのが現実でございます。

現在まで数多くの改良要望が上がっておりますけれども、特におっしゃるように緊急に救急車両が入りづらいというような道路について、そういった区間、危険な箇所について取り組んできたところでございます。

実は平成21年度から23年度にかけて、国の臨時交付金がございます、それを利用いたしまして35路線の局部改良を実施してまいりました。きめ細かな交付金があったものですから、それを利用したということでございます。今後もそういったところを優先的に財政状況を踏まえながら、局部的な改良を進めていきたいという考えを持っているところでございます。

ただ、そういう場所につきましても、非常に相続登記というのが非常にネックでございまして、相続登記ができて現有の所有者になって承諾をいただかないと改良はできないということでございます。そういった点につきましては、またその箇所、箇所について、御協力を賜りたいと思っております。

次に、観光地としての観光道路整備計画についてどのような計画を持っているのかというお尋ねでございます。吉岐の観光道路、主要道路は御存じのように吉岐循環線の国道あるいは県道というものが大きな道路でございますけれども、現在その県におきまして、主要地方道郷ノ浦沼津線、それから一般県道湯本勝本線の整備を行っておるところでございます。市道につきましては風光明媚な八幡地区から清石浜海水浴場に通じる観光道路の市道八幡芦辺線の整備を進めておるところでございます。

このように幹線道路の整備は進んでおりますけれども、例えば石田から錦浜を通過して空港に至る道路であるとか、あるいは左京鼻付近の道路であるとか、観光地に近い道路に狭隘なところがございます。しかしながら観光地でございますから、いたずらに開発ということではなくて、やはり自然にマッチした道路整備をしなければいけないと思っております。多額の予算も伴いますので、そういったところについてはですね。

例えば沼津の御津の辻ですか、ああいったいわゆる眺望のいいところに、ああいう大々的ではございませんけれども駐車ができ、海が眺められるような場所をつくったり、あるいは皆さんもお聞きになつるかと思っておりますけれども、観光に来られる方が主要道路と市道が大きさが余り変わらなくて、どれが主要道路なのかわからないというようなクレームもございます。案内板、観光案内板が足りないという指摘もございます。そういった中で、やはり例えば石田の錦浜に至る道路などは、やはりそこに海が見える道路とか、そういった具体的な表示をすとか、看板をやっぱり多く立てるべきではなからうかという気がいたしております。

次に、3番目の観光地としての観光道路整備計画についてどういう見解を持っているかということでございますけど、ただいま申し上げましたように、多額の予算も必要でございますし、やはり車の離合箇所等についてはやはり早急に整理をしなければいけないと思っております。あ、

今の2番目でございました。

3番目でございます。自然災害時の避難道路の計画についてということでございますが、自然災害の中ではやはり今問題になっております津波というのが新しく頭に入れなきゃいけない災害であるかと思えます。安全の高い場所に行きやすくするというのが、まず大事でございますけれども。

皆さん、ちょっと趣旨が異なりますけど、この会場に入られるときに、ここの海拔表示をご覧になったでしょうか。玄関ドアに表示をされております。ここは海拔43メートルという表示がされておるところでございます。今90カ所程度の海拔表示が終わっているところでございます。これから170カ所程度予定しておりますけれども、その海拔表示をしていきたいと思えますし。それに対する道路については、やはり行きづらい、避難しづらい道路等についてはやっぱり重点的にしないといけないと思っております。

それから、自然災害ではございませんけれども、原発のことを考えなければいけません。そういった中で、御存じのように壱岐の3分の1程度が30キロ圏内、UPZ圏内になりますし、その中に壱岐の人口の2分の1の方がいらっしゃる。その中で一応北部勝本に避難をしなければいけませんということになりますので、30キロ圏外に避難ということになります。そうなりますとやはり勝本に至る道路が重要になってまいります。そういった道路の整備。

それからもう一つ、道路とは少し変わりますけれども、島民が避難するとなれば勝本の港湾が重要になってまいります。そういったことを今度の知事要望で出すようにいたしているところでございます。

いずれにしても災害の避難における道路の重要性というのは、大事でありますので、そういったものについては財政のことだけを申し上げるのではなくて、極力対応していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 一応答弁はお伺いをいたしました。

1点目でございますけども、この要望の取り扱い、どういう対応策を組んであるかお伺いをいたしました。けど、なかなか市長今言われましたとおり、これは地権者との同意、そしてそれがまた最後の手段、登記の問題、いろいろと困難な場所が要望の中にもあるかと思っております。

けど、私が一番言いたいのは、市民の方の生命・財産を守るための救急の道路、こうした道路には財政的なものもありましようけども、それはそれなりにやっぱり前向きに取り組んでいただきたい。

それで、私もいろいろと話を伺いまして、現地も何回も見させていただきました。そうした中

でなかなか厳しいなというところも数多くあります。それで今現在市に対しての要望件数が60件。消防署のほうにきている要望書、消防署が把握されているだけでもかなりの件数があるかと思っております。その消防署につきましては救急車、消防車などが回りにくい、回らないという要望のようでございますけども。こうした60件の中の要望、これは本当に財政厳しい中で、一気にやりなさい、やってください、それは私もなかなか言いにくい点がございます。

けども、これ皆60件の中でそれなりに把握をされまして、優先順位をつけられて、それなりに取り組んでいただきたい。特に先ほどから申し上げますように、救急車両の入りにくい、そうした道路はやっぱり局部改良でも、先ほど市長がおっしゃいました局部改良でもいいですから、どうか対応策を早急に講じていただきたい。そう思うわけでございます。

そして、2点目の観光地としての道路の整備計画につきましては、これは当初言いましたように、多額の予算を要します。そうして、なぜこのことに触れたかと私が言いますと、本市にとっては1次産業これは大事です。けども、観光産業は吉崎市にとっては大事な産業であります。原の辻の博物館もできました、そういう博物館を起爆剤として観光アピールされるの、これは結構なことです。

けども、本当に吉岐の観光と言いますのは、私が思うには自然、そして景観、四季を通しての観光アピールをしないと、いつかは本市にとって観光がプラスどころかマイナスになるかと思われる。

そして、なぜ私がこのことにつけて計画と踏んだのは、担当部課は、要するに課によっては担当が変わられます。そして、あのときこうであったらと話を持っていっても、「いえ、聞いておりません」と。なれば、どこにも確たるあれがありません。それで基本計画を組まれて、ちゃんとした課に証拠といいますかね、それが残っておけば新たな異動で来られても、例えば部課長かわられても、ああ、こういう基本計画があったと。なら、これに取り組もうと。そういう思いで基本計画を組まれたらという質問をいたしました。

そして、これはすばらしい景観的な場所があります。これは大型観光バスのみが通行じゃなくして、観光でみえられた方が、レンタカーなどで回られる場合にもすばらしい景観的なものが数多くあります。例えば、郷ノ浦からずっと坪を通過して、まんじゅう島からずっと抜けて、初山の一般県道、初瀬線ですね、これを抜けられて。それから初瀬から初瀬を上っていきますと当田ダムがあります。あの路線、それからずっと久喜を通過して印通寺線に抜ける路線、これは全面的な改良工事は不可能です。けども管理はできると思います。

いまやもう、公民館等でいろいろと管理をされております。公民館によってはギブアップ体制な公民館もあります。もう公民館でやれないからもう市に投げだそうかという本当に公民館もあります。そうしたやっぱり公民館では厳しいところがあります。これで先ほども言いましたとお

りレンタカーでも通ってすばらしい景観的なものを、本来の壱岐の自然と景観的なものを見せるのも、壱岐市の観光の重要な課題と思っております。

ただおいしいものを食べて、原の辻行って、泊まってじゃなくして本当の姿をお見せする。これは一年間を通して、四季を通して、それなりのいい場所があります。勝本にもあります、天ヶ原の上のところ。そうしたいろんな道路網の整備等の計画が必要だと思って、この質問をいたしました。

そして3点目、これは自然災害です。これは先ほど市長から答弁が返ってまいりましたけども、一番私が言いたいのは、あってはならない自然災害、地震、津波、その次の原発問題です。この原発問題につきましては、どうしても壱岐市内においては南、郷ノ浦から印通寺、このラインが一番のあってはならない、万が一のことが起きた場合の一番危ない地域でございます。

そうしたこの避難道路的なもの、道路網の整備、これにつきましても特に初山悪うございます。もう市長も行かれて、おわかりと思いますけども、壱岐で一番道路整備がおくれているのは初山だと私は思っております。それを早急にしてくださいとは私も申し上げません。けども、万が一のことを想定されて、市長の政策道路として避難道路の計画を持たれてはという意味合いで、この計画について質問いたしました。

市長から、この3件につきまして、再度何か答弁がありましたらお願いをいたします。
議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3点ほど御質問がございました。

まず、担当の事務引き継ぎについてでございますけれども、これについてはやはり人がかわったからその仕事はわからんというような体制は全く職場として失格でございます、その辺は引き継ぎが怠らないように常日ごろ、指導しておるところでございます。

大きな事業につきましては、議員御存じの壱岐市建設計画に基づく振興計画の中で見直しをしていくということでございますから、その辺は心配ないわけでございますけれども、さっきおっしゃいますように局部改修とか、そういったことの約束事などの事務引き継ぎについては特に意を用いなければならないと思っております。

それから、2番目の景観を重視して、壱岐の本来持つておるのは自然景観だと、観光の魅力だということでございまして、それはもうもちろん同感でございますし、そういった場所について壱岐に住んでいる人もなかなかわからないという面がございますから、やっぱり案内標識等でぜひ対応していきたいと思っておりますし。市道壱岐市の道路の管理について今自治会、公民館を中心に管理されております。

おっしゃるように広域的に、その地区内の道路であればいいんですけど、おっしゃるような広

域的な道路について、なかなかやはり自治会だけでは対応できない、また高枝伐採等もある。そういったものにつきましては、1つ御相談を受けながら対応していきたいと思っておるところでございます。

3番目の避難道路、特に初山地区、私が申し上げるまでもなく、初山地区、石田地区からは玄海原発が手にとるように見えます。そういった中で避難道路、これはやはり県道が大きな、殺到するわけですからね、避難者が。県道の整備というものが大事になってくると思っております。そういう点でも県知事に対して、初山線は、初山渡良線ですかね、強く要求をいたしておるわけでございますけれども、今後も引き続き県に要望していきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） ありがとうございます。それでは、市長おっしゃられたとおり、1級県道的なものにつきましては県と協議をされまして、計画を持って進めていただきたいと、そう思っております。

それでは、2番目のあれですけども、これもこの9月会議におきまして、瀬戸のほうから陳情等も上がってきております。その中でそういう意味合いを込めまして、計画性を持ってという意味でお伺いをいたしました。それでは、1点目はこれで終わります。

2点目につきまして、今から質問いたします。2点目の農業振興策についてでございますが、これは御承知のとおり今年24年度で、今まで農道整備に当ててきておりましたふるさと農道整備事業が終了すると話を伺っております。

それで新たに変わるメニューがあるのか。ないとすれば、その対応策はどのように考えられているのか。その点について質問をいたしました。本市にとりましては主な基幹産業であります。市長にすばらしい回答を待っておりますので、御答弁のほどをよろしく願いをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 農業振興でございますけれども、今年度でふるさと農道整備事業が終了するという事、それに変わるメニューがあるのかということでございますけれども、本市の農道整備事業につきましては、これまで国県の補助制度を中心に起債事業等で行ってきたところでございます。この政府の事業仕分けによりまして、「コンクリートから人へ」というようなことございまして、土地改良事業の予算が交付金事業に変わりまして、農道整備の予算が削られております。

単独でなかなか農道というのはできないということは御理解いただけるかと思っておりますけれども、総務省のふるさと農道整備事業につきましては、本年度で終了いたしますが、それに変わるメニ

ユーについては現在のところないというのが現状でございます。しかし、地域からの道路改良についての要望は出ております。市といたしましては、補助事業の採択要件にあう道路につきましては要望してまいりたいと思っております。

これが、今まではふるさと農道整備事業につきましては、農道1本で、その1本の農道について受益面積はどうかと。あるいは受益者は何人かというようなことで進めてまいりましたけれども、現在の農道等の補助事業の採択要件といたしましては30ヘクタール以上のいわゆる受益があって、その地域自主交付金事業というのがございます。これの例といたしまして現在刈田院の土地改良の事業、ここがこの地域自主交付金事業に該当するわけございまして、30ヘクタール以上の受益面積ということでございます。

そういった中で、それに関連した道路という、そういったものについては採択基準があると、補助メニューがあるということでございまして、単品の道路だけというのはなかなか厳しいということが現状でございます。

採択要件に満たない道路の単独改良工事は困難でございまして、そういったところにつきましては、先ほど申し上げましたような車の離合箇所等の対応をすることによりまして、農産物あるいは生産資材の搬入ができますように。そして農業経営のコストの縮減、生産性の向上を図れますように、そういった施策をとっていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） ないのが現状だと思っております。それで、今農林課に要望が上がってきているのが、郷ノ浦5本、勝本8本。芦辺、石田、3本ずつでございます。計19本の道路が要望が上がってきていると、そう伺っております。けど先ほども言いますように、本市にとりましては1次産業主な基幹産業であります。搬入搬出道路の確保と、そうでなければなかなか後継者も不足している中で、なかなか厳しい状況にならないかなと、そう思っております。そのためにもいろんな施策を考えられまして、これに対応していただきたい。そして、農業振興の発展にしていいただきたい。そう思うわけでございます。

本当に総体で農道につきまして102本、6万8,097キロメートル、そういう状態で農道関係があると、そういうふうに伺っております。その中でやっぱり今の農道を管理維持していく中でも、なかなか問題がありますけども、どうしてもこの道路網がなければ新たな、例えば施設園芸等いろいろと行うにしても、道路が何せ一番でございます。また新たな取り組みを考えられて、どうしても本市にとって大事な、大事な1次産業でございますから、是が非でもそういう方向で進んでいただきたい。そう思っております。このことにつきまして市長、どういう方向で進めてという何かありましたら、お伺いをしたいと思っております。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 議員御指摘のように、農業、漁業、壱岐にとって本当に大事な産業でございまして、これの発展なくしては壱岐の経済というのは非常にもう回らなくなるわけございまして、議員御指摘のように、その方策、ただいま申し上げますように、具体的な方策というのはございませんけれども、鋭意努力してまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） 是が非でも前向きに取り組んでいただきたい、そうお願いをいたします。

次に、3点目に行きます。3点目、レインボーの運行、唐津～長崎間、これが急遽廃止になりまして、市民の方からどうしても不便でたまらない、どうかならんものかという問い合わせ、もう直接電話もかかってきますし、みえられる方もいらっしゃいます。

そうした中で、なかなか唐津から、もともと呼子に着いておりましたフェリーが唐津に着くようになりまして、唐津からバスセンターまで行くにも交通アクセスがない。タクシーか歩いて行かざるを得ない。そしてドクターヘリで大村に救急搬送されましても、なかなかオリエントルで行っても、またそれからバスもありますけども不便でたまらない。先ほど言いますようにどうかならないかと、問い合わせが数多くあります。

それで、今回このレインボー運行、またできたら復活という思いで質問をいたしました。

市長の、これには恐らくこれも予算的なものも伴いますと思えますけども、今までは大型バスが運行されておりました。私が考えるには、大型じゃなくして、せめて20人乗りぐらいのバスでも運行ができないかなと、そう思っております。後は財政的な県のほうとのいろんなパーセント的な予算等もあるかと思っておりますけども、市長のお考えをお伺いをいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 田原議員のレインボー運行について、レインボー壱岐号が廃止になって不便で困っているということ。復活ができないかという声があるということで、市長の考えはということでございます。

御承知のとおり、このレインボー壱岐号につきましては、当初長崎県と昭和自動車共同運行していたところでございます。

それが昭和自動車が単独で運行するようになっておりまして、今年の1月に景気低迷等による輸送人員の減少を理由に、4月から路線を廃止すると。もう本当に寝耳に水でございましたけれ

ども、そういうふうに通告がございました。それはしかし困るということで交渉いたしましたけれども、いやこれは会社の方針ですということで一蹴されてしまったところでございます。そこで3月に長崎県に対しまして、レインボー壱岐号の運行再開と、虹の原特別支援学校等の帰省の支援について要望したところでございます。

やはり県といたしましては、昭和自動車にかけ合われたわけでございますけれども、じゃ、赤字部分を補填してくれということだったわけでございます。この赤字部分と申しますのは、現在と申しますか、その時点で7人、1便当たり3往復でございますから6便でございます、1便当たり7名しか乗車がなかったと。じゃ、何人でいいのかと言いますと、それを赤字を1,200万円という赤字幅でございましたけれども、後3名、いわゆる1便に10名乗らなければ採算が合わないんだということでございました。

そこで、いわゆる乗車人数を増やす方策があるのかということで、私どもも考えたわけでございますけれども、御存じのように虹の原特別支援学校が高等部が来年4月から壱岐で開設をされます。そういった中で、むしろ増えるというよりも減る要素が多うございます。そしてまた、虹の原特別支援学校につきましては、今まで海路だけがこの通学費のあるいは家族の支援でございましたけれども、県、文科省との交渉の結果、空路においても本年6月から支援が認められて、現在飛行機を利用する方もこの虹の原特別支援学校に行かれる方については、国が見てくれているという状況でございます。

そこで、やはり先ほど申しますように1,200万円のこれがなかなか改善して減るような状況にはないわけでございまして、現在のところ。そういったこともございまして、やはり壱岐市につきましては、県だけにそれをお願いしても、それは無理でございまして、壱岐市も相応の負担が求められておるところでございますが、後年度にやはり負担を強いられるというようなことでは、なかなか厳しいと。

先ほど言われますように、確かに長崎医療センターに行かれる、お見舞いに行かれる方々等の負担というものも十分考えるわけでございますけれども、現時点ではなかなかこの再開にめどが立たないというのが現状でございます。御理解をいただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） そういうふうに回答が来るかと思っておりました。けど、要望は要望といたしまして、県のほうに要望して再度お願いができないかなと。後要望されて、負担的なものにつきまして、またどういうふうになっていくか私もはっきりわかりませんが、

実は9月1日に、ここの西部開発総合センターで、連立会派タウンミーティングイン壱岐という大会がございました。その中に御出席だったと思っております。その中で市民の方から質問が生まれ

た。これは何人かの議員さん方も一緒だったと思います。

その質問の内容が、まずオリエンタルの半額の問題、そしてレインボーの復活の問題、この2点を取り上げられまして、質問されました。そのとき私も本来ならば手を挙げてという形をとりにかかったんですけども、何せちょっと勇気がございまして座っておりましたけども。

その中で、レインボー復活についての質問の中で、この連立会派イン壹岐の出席の県議さんが来島された中で7名、議長、そして各委員長、7名来島されました。そしてそのレインボー復活についての質疑の折に回答が返ってきましたのは、「要請があれば対応いたします」という回答だったと、そういうふうに認識をしております。

それで市長にお願いですけども、県のほうじゃなくして県議会のほうに要望なり、陳情なり出したらいかがでしょうかという意味で、この質問をいたしました。どうでしょうか、市長。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 先ほど舌足らずでございましたけれども、今非常に難しい状況にあると申し上げましたけれども、あきらめているわけではございませんで、総合交通局にはずっと復活について要求をしております。当然これは私は壹岐にとっては、路線バスだということを申し上げておるわけです。路線バスなんですよと壹岐にとっては。ですから、高速道路は路線バスを走りませんよというような言い方をされましたけれども、たまたま高速道路を通っておるけど路線バスなんだということで、県の責任においてお願いをしておるところでございます。

ところで、今おっしゃったように、連立会派の方がおみえになった、その会合でそういう御意見があったかもしれませんが、私は行政としては、議会に執行権は、やっぱり私は県だと思っておりますから、執行権のあるところに要望していくということできたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 田原議員。

議員（10番 田原 輝男君） はい、わかりました。最後のレインボーの件については、今市長がおっしゃいましたように、まずあきらめないで挑戦の上に挑戦を重ねていただきたいと思っております。

全体的に質問いたしましたけれども、何せ1項目の点につきましては、本当に基本計画を設計されまして対応していただきたい。そう思うわけでございます。

2点目につきましても一緒でございます。本当に大事な、大事な1次産業、そして観光産業、いろいろとございます。本当に前向きに取り組んでいただきたい、そうお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（市山 繁君） 以上をもって、田原輝男議員の一般質問を終わります。

.....
議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

午後1時40分休憩

.....
午後1時50分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、音嶋正吾議員の登壇をお願いします。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 登壇〕

議員（3番 音嶋 正吾君） 今回は、6月定例議会に自己の管理不行き届きにより入院という事態を招き、市民の皆さん方に大変御迷惑をおかけいたしました。これからは、今まで市民の皆さんに御迷惑をかけた分も取り返す思いで、真摯に議会活動に取り組んでまいります。

それで、今回の一般質問は、市長が再選されて初めてであり、そして久保田新教育長が就任されて初めての議会であります。どうかよろしく、簡単明瞭に答弁をお願いいたします。

まず、最初に、近隣諸国による領土問題の対処についてお尋ねをいたします。

戦後67年の歳月がたちます。300万人の国内国民が苛烈極める戦火の中死亡し、今日の平和な日本が築かれております。そうした中、メディアにおきましては、日本の主権を揺るがす大きな問題が生じております。

市長として、壱岐市の主権、いわゆる主権者であります、主権を守るべき役割とはどのようにお考えであるのか。これは、あわせて教育長にもお尋ねをいたします。

この主権をめぐるのは、どうしても第二次世界大戦を避けて通るわけにはいきません。現在の竹島問題も、1952年の1月に、いわゆるサンフランシスコ条約が公布されたのは1952年4月28日であります。その前に李承晩が自分勝手に今の李承晩ラインを引いて、竹島を韓国の領土のように国内的には主張しておるわけであります。そして、尖閣にしてもしかりであります。やはり、国民が嘗々と守ってきたこの主権の重さちゅうのは、我々、今の時代を生きる人間として真摯に真剣に受けとめるべきであろうと思います。

日本が真珠湾攻撃に至った経緯、これも一方的ではないと思います。今現在のように、A B C D包囲網というのがあります。アメリカ、グレートブリテン、イギリス、チャイナ、中国、オランダによるいわゆる経済封鎖のために、日本は加工貿易をしておりました関係上、ゴム入らない、スズ入らない、綿花入らない、石油入らない。こうした経済状況の中で、国民のいわゆる生命、財産、領土を守る、これが、基本的原則を守るために、私はいや応なしに戦争に突入したである

というふうに考えております。

これは、今現在でも立証されます。アメリカ財務省高官のホワイトが書いたハル・ノートに明確に書いてあります。それを読めば、当時の日本が受け入れがたい問題ではなかつたらうかと思えます。

そうしたことで、私は、領有権、領土問題というのは、非常に、国の財産を守る立場にあります。市長は、壱岐市長並びに全国離島振興協議会の会長という重責を担っておられます。現在、国境離島におきましては、いわゆる領土権問題そして北海道などにおきましては山林の買収問題、いろいろと外国資本が日本の国土を買収に来ております。皆さん、御存じのごとく、対馬の海上自衛隊の近くに、平成19年、韓国資本がリゾートホテルを建設しております。

やはり、主権を守り、領土を守るためには、今の現行法の国内の法律では不十分であります。そうした経緯におきましても、やはり離島振興協議会の中で、市長がイニシアチブをとられながら、こうした問題を国に直談判すべきであると考えます。市長の見解を賜りたいと思えます。

私は、現在、いいですか、日本の大使館、英国大使館、いわゆるアメリカ大使館は、賃貸なのです、賃貸契約。なのに、中国大使館は売買をしておるわけ。なぜ、こういう同盟的などに売買をして、非友好的ではないと言ったら語弊がございますが、そうしたところに賃貸をするのかと。私は、非常に、領土権問題に対して危惧をいたしております。中央がしないなら、地方から、やはり壱岐のこの島を一かけらでも外国資本に買収されないように、それは条例でもってできるわけでありまして。上級法に勝る条例はつくことはできませんが、必ずそういう動きをしていただきたい、そのように思っております。

この3点に関し、1番は、いわゆる国家主権と第二次大戦の、申し上げます、侵略であったか自衛であったかのどちらかでお答えください。

3点目に関しましては、いわゆるこの島の領土を守るために条例の必要性と国への働きかけが必要ではないか。この点に関して、市長の答弁かつ久保田教育長の御見解を賜ります。

議長（市山 繁君） 音嶋議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 3番議員、音嶋議員の質問にお答えをいたします。

お申し出の主権というのは、他国の干渉によって侵されることのない国家の意思力、統治権だと受けとめております。日本国憲法に基づいて国民が選んだ政府の判断が、意思力になり統治権になるかと思えます。国民が選んだ政府が、国家間で諸問題を解決することと考えます。

後半の再検証につきましてですが、これまで歴史的経緯等総合的な視点から検証を全国的にしてきておられます。その一つの結果が、私らが使用する歴史教科書の記述と受けとめております。学校教育は、文部科学省令の学習指導要領に基づいて作成をされた教科書、そしてその指導事項

等に従って対応するので、再検証の必要あるいは侵略云々について、私のほうでは論じる立場にないことを御理解をいただけたらと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 3番、音嶋正吾議員の御質問にお答えをいたします。

近隣諸国による領土問題の対処についての見解ということでございます。

短くということでございますが、主権国家としての原理原則とはいかにあるべきとお考えかということでございます。

これにつきましては、現在の領土問題に係る中国、韓国と日本の関係が大変悪化しておりますことについては、非常に残念なことだと考えております。しかしながら、やはり国家間のこうした大きな課題については、国の責任のもとで解決に向けて全力で取り組んでいただくことを望んでおりますし、心から願っております。壱岐市長として、このことについて見解を申し述べるということは、控えさせていただきたいと思っております。

ただ、その次に、第二次世界大戦の戦前、戦中、戦後の歴史感を再検証する機会が必要だと考えるのがいかかということでございます。その中で、侵略であったのか防衛であったのかということでございますけれども。

実は、このお話をするとき、先ほどの書物、そういうふうを書いてあるかもしれませんが、私は、実は、7月に駐モンゴル大使とお会いをいたしました。その、壱岐においでになった理由は、いわゆる元寇、文永・弘安の役を映画化するんだと、モンゴルで。そのことで俳優とお見えになって、私は懇談をしたわけでございますけれども。そのときにおっしゃったことが、私は驚きました。10年前の元寇720周年で壱岐にお見えになったとき、このモンゴル大使は、もう日本に4度お見えになって、長く日本におられますから。しかし、その大使でさえも、その元寇を知らなかったとおっしゃるんです。文永・弘安の役を知らなかったと。そのことからわかりますように、侵略したほうは教えんわけです。されたほうは教えるわけです。

ですから、昨日のいわゆる9月18日は中国にとって非常に重要な日だったと。それはなぜかといいますと、満州鉄道を日本が爆破して、それを中国人がやったということを言いがかりをつけて、満州事変が始まったわけでございます。ですから、それを中国では教えとるわけです。日本人が知っておりますか、そういうことを。知らんわけです。教えんわけです。

ですから、私は、その戦中、戦後の検証、それについては、やはり双方向から見たことを、知識を、事実を知らなくて、検証は私はないと思うわけです。ですから、私は、日本人の考え方そして中国の方、韓国の方の考え方、それは過去の教育そしてその事実。

例えば、南京大虐殺言われます。日本はしていないと言っております。しかし、中国は、あれほどの虐殺をしとって何を言うかという、こういう議論から始まるわけでございまして、なかなか難しいというものが実感でございます。

それから、離振会長として、国へ主権を主張すべきだと。これにつきましては、離島振興法で、例えば国境離島、これについては国境離島という文言が外されたわけでございますけれども、重要離島というようなことで、やっと国境の大事さというものを国もわかってきたようでございますけれども。

私は、先ほど、冒頭申し上げましたように、離振会長ではございますけれども、そういった防衛、国の利益といったものについて、請願・陳情する立場にないということで認識をしておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 教育長には、教育のトップとしての立場上、これ以上コメントを差し控えるということでございます。それはそれで結構でございます。

しかし、事実というのは、何が事実かということは、まだ戦後60年の時が流れますが、あいまいであるわけです。お互いそうしたことに関心を持って、もっと見識を高めていただきたい。一方的に日本が侵略戦争をしたということを、今から私たち世代の、そして次に生きるであろう若者が自虐心にさいなまれて、我々の先輩たちが血でそして汗で勝ち取ったこの主権というものをおろそかにしてはならないと、私はそう思います。これが正しい、間違いという論争はこの場ではできないんです。

しかし、現実に、どういうふうなことでそうなったのか。例えば、私と白川市長がけんかをするとします。白川市長が先に殴った、私が殴る。何かの原因があるからそうした衝突になっておるわけですから、そこら辺の根源というのを、もっともっと掘り下げて、お互い勉強していくべきではないかと思えます。

いわゆる、今の温家宝さん、いわゆる江沢民さんは、わりと穏健派ですが、その前の李鵬首相は、オーストラリアのキーティング首相、1995年に会談した席上で、キーティング首相が、「中国は今後日本をいい手本にしていければいいですね」という答えに対して、何と言ったかといいますと、「20年もすれば潰れて消えるだろう」と即座に断じておるわけです。私は、これは、その世代が、今、中国で反日運動に奔走しているそういう世代ではなからうかと思うんです。

私はナショナリズムは結構なんです。今の世の中はインターナショナリズムでいくべきである。大いに話し合いの中で、言われるとおりです。しかし、日本の主権を踏みにじるようなことは、

お互いしてはいけない。日本国民としても、相手の国民性を尊重するというのは当然ではなからうかと思えます。

ですから、壱岐の、例えば、今言いましたように、過疎化にどんどんなっています。外国資本が、海岸線とか、例えば国防上の大切なところを買収に来るおそれがある。ですから、今、法律というのは、不遡及の原則、事後法の原則といって、今つくっておらないとそれより前に罰せることはできないわけです。そうした原則があるから、私は、もっと早く、条例を草案する準備をしたらどうかと申し上げておるわけですから。

この件に関してだけ、市長の。市長は、離島振興協議会長としての使命感として明確に答えていただきたい。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 少し、先ほどの答弁で誤解をしております、国の主権を、いわゆる壱岐市長としてそれを主張すべきだということに勘違いしております、先ほどのお答えをいたしました。

条例化について訴えるということでございますならば、それについてお答えをいたします。

現在、外国人土地法というのがございますが、これは大正15年に制定されておまして、これは敗戦によりまして、一応効力がないということでございますけれども。現在は、この外国人土地法が現行法として形としてあるわけでございます。

ところが、それについては、もう有名無実ということございまして、こういう現状におきまして、じゃ、今の実態からして、壱岐市も外国資本で土地が買われたら大変だということについては、同じ心配をいたしております。

そこで、さきの6月の県議会で、企画振興部長が県議会で答えておられるものを御紹介をいたしたいと思っておりますのでございます。

「外国人による不動産の取得につきましては、現行法においては外国人にも日本人と同様の自由な取引が認められておりますので、法律の範囲を超えて条例による規制を行うということは難しいと考えておまして。県といたしましては、国の論議の動向を注視してまいりたいと思っております」ということを、企画振興部長が6月定例会で述べておまして、私はそのことに同調したいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） だから、国のほうに、離島振興協議会長として離島振興協議会の場で持ち出して、国のほうに直談判していただけないだろうかということを申し上げておるわけ

です。

そして、ちなみに、日本のことで申し上げます。今、中国が大使館、領事館が6カ所あります。東京の元麻布に3,303坪、これは中国の所有。大阪364坪、これも中国所有。在福岡、これは地行にあります。中国大使館所有1,515坪。札幌にもあります、1,515坪、これも所有です。そして、我が長崎県にもございます。橋口町に、1,515坪、所有です。問題は、新潟と名古屋にあるわけですが、領事館が。これを、今、賃貸になっておるわけですが。しかし、中国政府としては売りたいというわけですが。日本大使館が、北京に、今度、改装をしたわけですが。そしたら、その構造が吹き抜けになっておると。構造が申請とは違うということで却下したわけですが。その取引材料として、ここを中国に売却をしないでという、こうしたわけですが。そしたら、日本政府は口上を出したわけ。そしたら、その2日後には許可が下りたということもあります。

島根県には、こういうふうにして、我が領土を守ろうとして記念切手を総務省に発行申請したが発行の許可が出なかったから、こうしたのはがき、これ4枚か5枚あります。本で読みましたんで、私も、これで1,000円なんです。やはり、こうして主権を守ろうという方もいらっしゃるということを皆さん方にお伝えをして、次の項目に進みたいと思います。

市長もひといきつかれたようですね。

ふるさと納税の推進についてお尋ねをいたします。

2008年4月にこの制度が創設になり、我が壱岐市ではどのように取り組んで、現在までの成果についてお尋ねをいたします。

そして、何より、財政基盤が脆弱な本市におきましては、やはり歳入が非常に不足をしております。御存じのように、平成25年から加速的に交付税が減額をされます。そうした場合に、やはり市の歳入を補うために、福祉政策そして少子化問題、そうした折には、必ずやこのふるさと納税が非常にいい意味でウエイトを占めると思います。今後の取り組みについて、今現在の結果、簡潔に。そして、今後の取り組みについて見解を賜ります。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 音嶋議員のふるさと納税の推進についての見解ということでございます。

まず、平成20年度に制度創設以来、広報媒体として壱岐市ふるさと納税専用ホームページの開設、パンフレットの制作、配布を行いまして、PRに努めているところでございます。パンフレットにつきましては、各壱岐人会への配布、壱岐市福岡事務所への設置、還暦式での配布等々を行っております。また、御寄附いただいた方々には、お礼状とともに市の特産物をお送りし、物品のPRと末長く壱岐ファンになっていただきますようお願いをしております。

まず、20年度でございますけれども、寄附の件数を申し上げます。20年度で20件、平成

21年度は46件、22年度88件、23年度126件、合計の280件の方々からふるさと納税をいただいております。今、申し上げましたように年次的に増えておるといことは、非常に、金額の多少にかかわらず、件数が増えているということについて、私は評価をしたいと思っております。

24年度につきましては、今、途中でございますけれども、若干、昨年よりも悪いという状況でございますので、今から力を入れてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、各壱岐人会等々、そしてまた今まで寄附をしてくださった方々について、続けてふるさと納税をしていただけるような、そういった取り組みをしていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 壱岐市のホームページを見ておりましたら、今、市長の言われた実績は載っておりました。

ちなみに、このふるさと納税というのは、自治体の取り組みに比例しております。創設当時のナンバーワンは断トツ大阪府です。今、やはり東日本大震災の影響がありまして、皆さん方は、岩手県、福島県、茨城、こうしたところが群を抜いております。九州では、どこがいいかと言いますと、鹿児島県の6,000万円ほどです。そして、佐賀県が3,900万円。そして、熊本県が3,380万円。長崎県は、残念ながら480万円です。そして、これは22年度です。23年度の統計を県に教えてもらえないだろうかということだったら、ホームページ以外の資料は出せませんということでありました。ちなみに申し上げておきます。

私は、今日、こういうふうに、白川市長が、壱岐にゆかりのある皆さんの御支援をお願いしますと。そうなんです。やはり、こうした、いろいろメディアの媒体において、どんどんこのことを訴えるべきであろうと思うんです。そして、このふるさと納税に皆さんが、この分野に使ってくださいというのは、壱岐も8項目ぐらいに分けてちゃんとしてあります。その成果というのを、皆さんに、いわゆるオープンに情報を公開すべきであると思います。

議員も、我々もついてきます。例えば、東京雪州会、関西壱岐の会、福岡壱岐の会、いろんな壱岐人会があると思うんです。そこに行って、やはり、皆さんに、壱岐市に少しでも応援いただけませんかと。それは、税制上控除できるわけですから。控除できますね、政策企画部長。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことありますので、お年寄りが、ひとり暮らしで独居老人でいらっしゃいます。それに、子供たちは向こうで大活躍をしておる。お年寄りはこちらでかわいそうです。そうした福祉目的の、もっと財源をお願いできないかと言えば、心ある、郷土愛に燃える人は、すぐ壱岐市役所に電話がかかると思います。

いかんせん、もっとアピールをしていただきたいなど。今、頑張っておられるのは、わかります。今年の5月現在、2,116万円も寄附をいただいているわけですから、本当にありがたい。ちょっと尻つぼみになりつつあるなという感じがします。初年度が1,170万円、昨年度が227万円、もうちょっと頑張っただけないだろうかという思いがあります。これは、あくまでも皆さんの要求する自治をするための財源となるわけですから。

そうしたことを、もっと普及する方策を見出してほしい。そして、やはり市内の会合、老人会、いろんな会合で、ふるさと納税の仕組みについて、やはり啓蒙していただきたい。そして、ケーブルテレビで、集団検診の受診のように、やはり画面に出て、こういうふうに使います、よろしくお願ひしますと言えば、おじいちゃん、おばあちゃんでも、息子たちに、「おい、ちょっとでも応援せんか」というふうになると思うわけです。そうした、いわゆるいろんな知恵、アイデアを出して、ひとつ、壱岐市の歳入が増えるようお願いをしたい。

簡単に結構ですので、市長の見解を承ります。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今、音嶋議員が言われましたように、壱岐にゆかりのある方について、ぜひ、ふるさと納税をしていただきたいと思っております。特に、これ、なかなか市からは言えないのですが、お年寄りを壱岐に置いて、都会に子供が全部出ていっしやる方々については、社会で自分の親を見ていただいておりますから、そういう認識を持っていただくと非常にやりやすいなと思っております。

先ほど申し上げました、2年以上継続していただいている方を申し上げます。2年継続をしていただいている方が36人、3年が11人、4年が7人。7人の方については、当初から4年間続けてふるさと納税をしていただいております。心からお礼を申し上げたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） ぜひとも、未広がりにもこの制度が普及しますように、くれぐれもお願ひをいたしまして、次の質問に移ります。

私は、初めて教育長と一般質問をいたしますが、なかなか丁寧に答えられるので、私も若干障害を持っておりますが、聞きやすいので、ひとつその調子で答弁をお願いをいたしたいと思ひます。ちょっと、教育長には釈迦に説法のような質問になるかと思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。

地域の特性を活かした教育委員会組織のあり方ということでもあります。

全国的にいじめ問題等、学校と教育委員会の組織のあり方が非常にクローズアップされており

ます。本市の教育委員会の組織形態そして教育委員さんの費用弁済、運営状況、教育方針の計画策定の実施の仕方について、簡潔にお答えを願います。

2番目に、本市の教育委員さんは5名いらっしゃいます。高潔にして博識の高い、素晴らしい優秀な人材を市長が推薦をされ、市議会も満場一致で同意した経緯があります。そうした方々であります。

国の地方分権型社会を推進する上で、教育の果たすべき役割は非常に重大であり、かつ重んじられなければならないというふうに考えております。果たして、現在の教育委員会組織が司令塔として機能しているのか懸念をしております。これだけの高潔にして博識の高い皆さんがいらっしゃいますので、教育委員会会議で決定した方針に従って、教育長が教育委員会事務局に伝達をするというプロセスで行われているのか、その作業が円滑に機能しておるのかということをお尋ねをいたします。

そして、通告はしておりませんが、初めてお会いしますので、新久保田教育長の吉岐市教育委員会を預かる上での基本姿勢というのを、非常に申しわけございませんが、お尋ねをいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 3番議員、音嶋議員の3つ目の質問についてのお答えをさせていただきます。

まず、吉岐市の教育委員は、御指摘のように5名で構成をされております。吉岐市の広い範囲にわたる地域の実情を知る上で、これまで原則としている5名の委員が選ばれ、議員皆様方の御承認を得て、吉岐市の教育行政にあたっております。

御指摘のように、地方分権型教育を進める中では、その大きな目玉として、教育委員の数については地方自治体の考えによってその数を定めることができる、あるいは教育委員の中に保護者を1人は選任をするようにという形で決まりました。そのことについても、後者の保護者の方についても入っていただいております。

現在の5名の形態としましては、教員の経験者が4名、うち校長経験者が3名、小学校1名、中学校2名、一般教諭1名、そして保護者の経験者で地域のいろんな役割を持っていらっしゃる方が1名と。この5名で適切な人材配置によって構成をされておると思いますので、まずはその地方分権化の中の教育委員の数については、特段すぐにどうこうしなければならないとは、私自身は考えておりません。ひとまず、当面する吉岐市の小学校統廃合の課題、スクールバス等いろんな課題を考えていって決定をしていく中では、これらのお力を借りたいと思います。

費用弁償につきましては、吉岐市の場合、定例の教育委員会、臨時の教育委員会、そして学校

訪問指導、22校全てに教育委員の足を運んでいただいております。また、各種発表会、各地域のいろいろな行事等に出かける費用日数が、年間で60日を超える数になっております。そういう意味では、妥当な額だろうと受けとめておるところでございます。諸般のいろいろな委員構成の中の費用手当等の均衡もあるだろうと思いますし、当面はこの数字で妥当ではないかと受けとめます。

運営状況につきましては、先ほど申し上げますような形で、定例の教育委員会等いろいろな形をとりながらも、先ほども申し上げました22校の学校訪問指導をする中で、教育委員だけが校長室に残りまして、自由な時間が20分から30分ございます。その時間等も、必ず、そのときの協議題を私のほうで用意をしながら協議をして、有効に使わせていただいております。

また、今は課題を抱えておりますので、定例以外に毎月10日の5時から教育長室で約2時間、5人の教育委員による研修会を持っていることもお伝えをしておきたいと思っております。

2番目の教育委員の組織強化についてのお尋ねでございます。

そのことについては、議員のお考えと同感でございます。先ほど申し上げましたように、まず壱岐市においては、定例の教育委員会の活性化を考えております。今年度になりまして、定例の教育委員会が1時間で終わることはございません。2時間を超える形が普通でございます。各課、各室の課長、室長等に教育委員のほうから鋭い質問等がなされ、議事があるときは議事に、議事がないときは協議に、質問、意見等を戦わせながら、十分な形での時間を費やししながら、委員自身が意欲的に自分の識見をさらに高めようとする姿を見てとっております。

そういう中で、事務局を預かる私の役目でございます。その教育委員の意欲に、そしてまた地域住民の期待に応えるべく、適切な資料等を各課、各室の職員と連携をとりながら用意をし、必ずペーパーにししながら、一事一事の詰めをしながら、一つずつ積み重ねていって、壱岐市の教育に反映できるよう努めているところでございます。

なかなか、まだまだ時間がたっておりませんので、十分な形に、お見受けできるところにはないかと思っておりますが、それぞれ5人の委員が誠心誠意その任務に当たっていることをお伝えをしておきたいと思っております。

学校訪問も、毎年、全部の小中学校に訪問する、あるいは臨時に教育委員5人が集まって研修をする。そういう一つの組織のあり方は、ほかにも余り例を見ないだろうと思っておりますし、このことを着実に積み重ねていくことが、壱岐市教育委員会、5人の教育委員の活動とそして教育方針等の策定の組織強化に必ずつながると、私は信じているところでございます。どうぞ、もう少し見守っていただけたらと思っております。

最後に、議員お尋ねの、私の壱岐市における教育長としての見解でございます。

学校教育のみならず社会教育、生涯教育、文化財教育も含めまして、全般にわたるジャンルを総括をさせていただきながら、それぞれ年代年代に応じた形で各課、各室の課長等以下職員と力を合わせて、職員が市民のお役に立てる形の教育委員会活動ができるよう、事務局のトップとしてその仕事に専心したいと考えているところでございます。いろいろお気づきがありましたら、またお聞かせいただきながら、検討を加え、誠心誠意努力をいたしていくつもりでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 御丁寧に答弁ありがとうございました。

私は、改めて確認ですが、教育委員さんの費用弁償が安いと思うんです。私は、過去にされた人にお聞きをしたんです。教育委員さんは、いろいろ、今のマスコミでたたかかれてるけど、月に何回ぐらい会合をして、そしてどういうことをされてるんですかと。そりゃ大変です。学校の行事がある、いろんな執務がある。今言われましたように60回ぐらいあるんでしょう。私、報酬を聞いてびっくりしました。逆に、ボランティアがいいんじゃないだろうかと。責任を負う、委員会としての最高決定機関であるわけですから、私はしかるべき責任を負うし、しかるべき有形の報酬というのはあってしかりと思うわけです。

これだけ高潔にして立派な方を選任しておいて、私は本当に尊敬しております。今、5名選任して、壱岐の教育のために辣腕を振るっていただく。粉骨砕身の努力をした、敬意を表します。私は、誹謗でお聞きをしてるんじゃないんです。現実はどう何ですと。最終的に責任だけ転嫁されては困るではありませんか。そのことを強く求めております。

私は、もう一度申し上げます。久保田新教育長さんは、住職さんでもいらっしゃいます。前、校長先生でもあり、教育事務所長もされた方であります。よく、釈迦の教えの中に六波羅蜜という教えがございます。まず、布施、相手にいろいろと施しなさい。自戒、法律、規則を正しく守りなさいと。侵してはできないと。忍辱、「忍耐の忍」に「屈辱の辱」です。耐えてください、耐えなさいと。ここまでが私は、義務教育、小学校の過程で非常に必要と思うわけです。今、自主性を尊重した教育が叫ばれておりますけど、私たちは、正直、先生とおやじとおまわりさんは怖かったです。それぐらいに威厳がありました。今は、先生たちは、なかなか教育も難しい、ちょっと叱咤すれば父兄からいろいろ抗議を受ける。そういうことがあってはできないと、私は、壱岐だからこそそうした子供を育てていただきたいと思うんです。壱岐は、これだけの環境の中で、すばらしい環境があるんですから。教育立島にしてほしいんです。そして、精進、時にはここを沈めてじっくり考えなさい。これは、私に値するようなことであります。そして、最後には智慧に至ると。これを簡潔に実行できるよう、やはり私も60近くになりましたんで、生まれ

たときより他界するときは、少しでも人間を磨いていきたいなと思っております。皆さんはどうでしょうか。今からが、皆さんあれでしょう。こういう心がけを、やはり小さいころから植えつける必要があると思うんです。諤々偏中社会じゃなくて、やはり心です。ハートでこの壱岐の島を守っていただきたい。そして、みずから、自分を、壱岐を尊重し、壱岐は自分たちが守るんだと、自存自衛の精神をたつとぶことこそが、私は必要ではないかと考えております。

病気が上がりで、なかなか思うように一般質問をできませんでしたが、この次の機会にはまた登壇をしたいと思いますので、皆さん方よろしく願います。御迷惑をおかけしましたが、また頑張ります。

以上で終わります。

〔音嶋 正吾議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、音嶋正吾議員の一般質問を終わります。

議長（市山 繁君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時50分といたします。

午後2時38分休憩

午後2時50分再開

議長（市山 繁君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 深見 義輝君） 先ほどの音嶋議員の論戦に、私もあっけにとられておりました。もう、病から復帰したんだなという気持ちを持っております。

それでは、通告書に従い、久保田教育長に対し大きく2点、白川市長に対して1点について一般質問をしたいと思いますので、率直なお考えをお聞かせください。

まず、1点目ですが、学校教育のあり方についてお伺いいたします。

久保田教育長は、先ほども話にありましたように、長年にわたり教育現場に携わってこられた経緯もあり、壱岐市の教育のあり方については、だれよりも深い思いであると考えます。教育長に就任され約3カ月が過ぎたかと思いますが、現時点で、教育現場における現状と問題点、また今後の教育のあり方についてどのように考えておられるか、お伺いいたします。特に、学校教育の理念、学校教育環境、合併後の検証、小学校のあり方について、よろしくお伺いいたします。

議長（市山 繁君） 深見義輝議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 6 番議員、深見義輝議員の御質問にお答えをいたします。

教育現場における現状は、御承知のように情報過多と言われる最近の環境の中で、児童生徒にも目まぐるしくその影響を及ぼしております。本市におきましては、児童生徒の大きな問題行動の報告は受けておりませんが、学校現場では、それぞれの発達段階に応じて幾らかの問題も発生しております。後ほど、不登校やいじめ等については、もう少し、第 2 点で詳しくお尋ねになると思いますので、そちらのほうに移すとして。

校長を中心に、先生方が力を合わせて解決に努める態勢ができてのことだけは、私としては、壱岐市内の小中学校の大変誇りに思うところでございます。生活指導と学習指導、それぞれ部活指導にもまた熱心に取り組んでいただく姿勢が、それぞれの学校で確立され、日々着実に実践をしていただいております。この夏休みも悪いニュースが皆さんの耳に届かなかったことは、平凡に聞こえるかもしれませんが、きめ細やかな日常の取り組みがあったからこそ、その平凡さが保たれるわけでございます。手抜きをすれば、子供たちはすぐに悪いほうに走るという傾向が、今の子供を取り巻く環境だと捉えております。

学校教育の理念ということで一つお話をいたしますが、学校は、児童生徒が社会に出てから力強く生きていくための基礎・基本になる力を身につける場だと捉えます。そういった力を身につけさせるために、授業を初め、児童会、生徒会、クラブ活動等多くの体験を積み重ねることが重視されます。体験することは、子供が主体性を持って体験することと体験させられることには少し違いがございます。いろいろな意欲を持ちながら、自分で目標を持ち、調べ、友達と力を合わせながらある結果にたどり着く、そういうような体験活動を繰り返していく教育活動を、壱岐市内では小中学校で 1 年から中学 3 年までの 9 年間継続して積み重ねができるよう取り組んでもらえるよう、先生方のほう、学校を中心に指導をしているところでございます。

特に、失敗をしたり気づいたことが違ったりすることも貴重な体験だということで、先生方の広い心で学校教育にあたっていただけるよう指導をしているところでございます。子供のときに体験をさせたいこと、してほしいこと、そこをしっかりとわきまえて学校教育を進めることだと考えます。

最近、きついことや苦しいことはさせない、そういう育て方のほうにどうも走りがちの部分も感じます。たくましい子供に育てていくために、かわいい子には旅をさせろという格言のように、学校、家庭、地域での共通理解を持ちながら進めていくことを、教育の理念に私は据えているところでございます。

また、学校現場で子供に直接指導をするのはやはり先生方であり、教頭、校長等でございます。教育委員会としては、その校長、教頭を通して、また壱岐市では学校訪問指導という特徴ある指導機会を持っておりますので、先生方を教科等指導員や指導主事が直接的に指導して、先生方

個々の授業力、指導力を高める取り組みに力を入れているところでございます。

学校環境につきましてのお尋ねもございましたが、子供たちがよりよい体験を積んでいくための学校環境の中で大きな要素は、やはり同年代の子供の存在だと思えます。よりよい触れ合いのため、子供の数がやはりある程度確保されていることが望まれます。

お尋ねの小学校のあり方についてと、このことは通じることもあろうかと思えますが、今、教育委員のほうで論議をいたしていますことは、適正規模の小学校、子供の数がどの程度でいいのだろうか。

吉崎市では、中学校が適正規模の形で統廃合を実現し1年半を迎えております。小学校は、6歳の1年生から12歳の6年生で構成をされる集団でございます。同年齢だけではなく、縦割り班としての活動で育っていく面も持っています。地域とのつながり、一つの学年の児童数、複式学級へ移行の不安、幅広い角度で子供たちにとってよりよい環境を整備することが、教育委員会としての大きな仕事でございます。

今、吉崎市内の小学校で、望ましい小学校の規模のあり方について論議をしている途中経過として御報告申し上げますが、普通学級で複式学級を含まずに6学級以上の学校になってくれることが望ましい小学校の規模ではないかと、今論議を深めているところでございます。これは、専科の教諭を配置することができるという複式学級を有する学校との大きな違いに視点を当てているところでございます。

保護者、地域の中で意見を出し合っていて、考えをまとめていただければ、仮に、複式学級を有している学校が隣の学校と一緒にしてもよいという御意見等まとまれば、私ども委員会としては力強くお手伝いをさせていただこうと思えますし、また一方では、複式学級のよさを認めておられるところは、このままでいいよという地域・保護者のお考えのまとまりもあろうかと思えます。それにはそれで十分、幅広く対応させていただく所存でございます。

中学校の合併後の検証につきまして、幾らかお話をさせていただきますが。

多くの方々の御理解と御協力により実現をできた中学校の統廃合でございます。スタートして最初の卒業生を3月に送り出しました。議員皆様方の御出席のもとに、厳粛な式典として脳裏に焼きついておられることと思えます。2年目のスタートを切って半年、新しい学級づくりのまとまりがあらわされる体育祭が、雨天で、昨日それぞれ4校で実施されました。きびきびとした若さあふれる姿に、保護者の方もきっと安心をしていただいたことだと思っております。

合併する前にはいろいろな不安を保護者も生徒も地域の方も持っておられましたが、生徒たちの順応性は、大人が思う以上にすばらしく、溶け込みの早さをあらわしておりました。生徒数の増加により友人関係が広がり、部活動への希望も満たされるようになり、進級時にはクラスがえも体験をしています。

このようにいろいろな形で多くの生徒と交わる中で、生徒は自分を肯定してくれる、認めてくれるという体験を重ねて、対人関係能力を鍛えていってくれてるものと捉えております。

一方、これまでも学力調査で、県の標準ポイントを下回る教科や一部領域がございました。生徒数の増によって生じるよい意味での競争意識のあらわれで、全体の力の底上げを図ることも中学校教育の大きな課題だと捉えております。

公立高校への全員入学という刺激の少ない外的環境の中で、やはり学力は生きていく上で必要だという認識の中で、先生方とともに、中学生の力を高めるためにも精一杯取り組みたいと考えております。

今後も、市民の皆様の御意見をいただきながら、4中学校の充実・発展を目指して、市教委としても全力を傾注しますので、御支援をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 合併後の検証そして小学校のあり方については、今後の吉岐市の教育方向を左右するような状況にあると思っておりますので、中学校の合併の検証をもっとよく検討をされて、今の現状の問題を把握されて、さらに、ほんとに合併してよかったというような形になるような形を、今後とも踏まえていただければと思っておりますので。このことについては、次回でもまた質問したいと思っております。

また、小学校のあり方については、児童一人一人が同じ立場で、同じ教育ができるような体制づくりをしていただきたいというのが、私の本当の気持ちです。特に、地元の小学校が、やっぱり複式になるということは非常に寂しいものですから。加配も含めて、専科の先生を置くなどして、同等な形で教育を受けられるような形をとっていただきたいと思っております。

学校教育環境については後でまた質問をしますから、学校教育の理念ということで、再度質問したいと考えております。

私も、今回、学校教育について少し勉強しようということで、インターネットを通じて検索をしておりました。

国または文部省において、現代の教育のあり方について危機感を感じたのか、またこれは随時改定されてるのかわかりませんが、教育振興基本計画が策定されておりました。いつの時点で策定されたかわかりませんが、その振興基本計画の中で、ここに持っておりますけれども、我が国の教育をめぐる現状と課題というその中で2項目ほど。

子供の学ぶ意欲や学力、体力の低下、問題行動、家庭、地域、教育力の低下などの課題が発生。もう一つは、少子高齢化、環境問題、グローバル化など国内外の状況の急速な変化。これを踏

まえて、教育の果たすべき使命を踏まえ、改正教育基本法において新たに明記された教育の目標や理念の実現に向け、改めて教育立国を宣言し、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要と記載されております。

先ほど、教育長が言われますように、壱岐だけではなく、全国的な問題がこの中に全部含まれていると感じております。

また、その中で、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿、そしてまた細かく、今後5年間、総合的かつ計画的に取り組むべき施策として細かく明記されています。

これに基づいてだろうと思えますけども、長崎県の教育委員会においても、平成20年に教育振興基本計画が策定され、平成21年から5年間、どのように取り組んでいくかを具体的なアクションプランとして策定されています。

このことは私が言うまでもなく、教育長は御存じだと思いますが、基本計画では、今後の5年間での重点的な取り組みとして、長崎のあすを開く人、学校、地域づくりとして7つの事項を定め、取り組んでこられたと思います。

その中の7つの項目を紹介いたしますと、人づくりに関しては、子供たちの個性を活かし能力を伸ばす教育の推進、豊かな心と志を持ってたくましく生きる力の育成。学校づくりは、子供の学びを支援する教育環境の整備、学校や先生の教育活動を応援する学校サポートの充実。地域づくりにおいては、子供を育む家庭、地域、教育の力の向上、県民の学習活動を支援する生涯学習環境の整備、潤いと活力にあふれる文化、スポーツの振興。

以上、7項目挙げましたが、今の壱岐市の現状として、どのような形に、この目標達成に向けていられるか。その状況をお聞かせください。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 議員御指摘のように、国が平成20年の7月に、そして県が21年の3月に教育振興基本計画というものの策定をして、広く、市長、教育委員会にもそのことについて準じて取り組むようにということを示しております。

本市におきましても、この国・県の教育振興基本計画との整合性に配慮しながら、壱岐市教育方針というのを毎年見直しながら、照らし合わせてきております。

ここに、壱岐市の教育という平成24年度版がございますが、毎年こういう冊子を発行しておりますが。その中に、県の教育方針それから教育目標というのがまずございまして、それに基づきまして壱岐市の教育方針と努力目標がございます。その努力目標に当たるところが、今、国や県が策定をしている項目の文言の表現こそ少し違い、内容的にはほとんどそれを踏襲しているところでございます。

この教育目標に、努力目標に準じて、各課、各室が具体的な1年間の施策を立てているところでございまして、今、吉岐市は、残念ながらまだその教育振興基本計画、例えば5カ年計画というものの策定までには至っておりませんが、早晚策定をしたいと、そのことについても考えております。

検証としては、この教育のそれぞれの計画に基づきまして、先ほど申し上げます定例の教育委員会等で各課、各室から報告を受けながらその検証を進め、6月議会にも報告いたしましたように、それぞれの項目等について教育委員のほうで検証をして、その評価についても妥当かどうかの問い合わせをしているところでございます。

今のところ、私のほうは、吉岐市はこの教育方針に沿って教育が進められ、教育努力目標に準じた形で、着々とその成果を進めているというぐあいには捉えております。まだ、御指摘のように十分なところはございませんが、確実に、委員会事務局も学校現場も誠心誠意の努力は結構いたしております。

一般的な話になりますが、吉岐市の中学校の教職員もほとんどが部活動のお世話をして、1学期等、6時半ぐらいまではまず部活動のお世話をして、職員室を出るのがほとんど7時でございます。そういう中で、子供との触れ合いをしながら、次の日の授業の準備をして、また何とか子供に学力をつけよう、また子供は部活動に先生が来てくれることを心待ちにするものですから、精一杯力を振り絞っていくという形の努力もしていますので、体を壊さないようにということも、校長、教頭にも話しながら、総合的な人間形成に向かって、今の7つのことあるいは吉岐市の努力目標の6点については進めていこうと考えております。

御指摘の事を受けまして、吉岐市教育振興基本計画の5カ年計画を少しずつ着手したいと考えております。

ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 私も、正直、今回これを調べなかったら、私もこの振興基本計画を實際知る余地もございませんでした。正直な話、勉強不足な面が多々あったと思っております。

ただ、これをずっと読んでおりますと、本当に、今、現代社会で起きている学校環境の問題が全部明記されておるわけです。もう既に、やはり、平成20年では、国も今の状況ではいけない、脱却せないといけないということで方針も決めて、県のほうに送り、そして各市町村で、やはりそれに向けた取り組みをしなければならなかったのではないかと。今思えば、非常に、私も、少し、教育委員会として寂しい思いをしております。

この中で、やはり2点ほど気になったことは、国の振興基本計画の中に、5カ年計画の中に、

やはり基本的な考えとしては、教育に関する政策を横断的に捉え直し、その総合的な推進を図り、各施策を通じて、PDCA、例えば計画、実施、検証、見直しを常に行なったサイクルを重視し、より効率的な、効果的な教育の実現を目指すということで、実質この中にうたわれておるわけです。

ですから、今、教育長のお話の中にあつたとおり、これに準じた形で、教育委員会としては、学校を通してある一定の指導はされているとはわかりますけども、やはり指導した後のさらなる計画を立てられて、どこをどう変えればいいのかということ、やはり論議していくべきではなからうかと思つて、今回このような質問をしてみました。

その中に、県のほうですけども、計画を着実に推進するために目標とする指標、主なものということで、現状、これは恐らく21年度だつたと思つますけども。それから、目標値として5年間の目標値。その中、後もつて言いますように、スクールカウンセラーの配置それから学校支援会議、いろんな中に入っているわけです。恐らく検討はされていると思つますけども、やはり、この計画に基づいて少しでも学校教育がよりよい教育になることを私は少し感じたもんですから、今回質問をいたしました。

これは、恐らく、また県のほうで取りまとめられて、また市町村のほうに返つてきて、市町村のほうで検討されると思つますが。今、県のほうでは、どのような形で市町村に改善の命令が来てるのか。その辺を少しお聞きしたいと思つます。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） ただいまの質問の中で、スクールカウンセラーは、現在、壱岐市では勝本中学校に配置をしております。学校支援会議は、それぞれの小中学校で既に設置をされて、機能をしておるところでございます。

そういったものも含めまして、この振興基本計画というのは、見直す中で、また改めでの設置、充実した活動等も含めておりますので、県としても各市町で取り組みを行つております。まだ、県下市町の半数はこの5カ年計画の策定までには至つてないというぐあいに私は捉えておりますので、壱岐市もおくれないように捉えていきたいと思つます。

先ほどお話にいただきました、横断的に捉え直し云々という形の、そういう全国で指摘をされる面が、私たち壱岐市の児童生徒の中に当てはまる分をしっかりと捉えていって、どのように、足元を見た形での壱岐の中での具体的教育、施策につなげればいいのかということが、これから壱岐市の中でのつくる振興基本計画のもとになるだろうと思つます。

ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 早急に、もう5カ年計画、25年度までですからあと残り2年しかございません。早急に、やはり計画を策定して、よりよい教育環境づくりをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、次に2点目ですが、それに基づきまして、今の壱岐市における現状の問題点を含めて質問したいと思っております。

安心して学べる教育環境についてですが。

今の全国的な学校問題の中で、次に質問する3点が重要視されていると思います。この問題については、3月の定例会議で前教育長にも質問いたしましたが、前教育長も任期をもって退任されたということで、再度質問したいと思っております。

1つ目ですが、不登校です。確か、5月に県下の学校でアンケート調査があったと聞いておりますが、壱岐市における不登校の現状と今後の課題、また取り組みについてお伺いたします。

2つ目は、いじめについてです。これも、全国的にアンケート調査が実施されたと伺っていますが、壱岐市におけるいじめに対する現状と、教育長としてどのようにその結果を認識されているか、また今後の対策についてお伺いたします。

3つ目は、これも全国的に子供たちが犠牲になる事件が多発してる中、さまざまな状況による危機管理に対する児童生徒の登下校における安全対策について、どのように考えてられるか。

以上、3点お伺いたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 深見議員の御指摘のとおり、児童が安心して学ぶことができる学校の環境づくり、そういう学校教育を推進していく上で重要な3点についてのお尋ねでございました。

まず、不登校の現状についてお答えをいたします。

昨年度の調査では、30日以上欠席者が、中学校は17人でした。これは、その前よりも6人増加をしている状況です。それでは、今年度1学期の終わりの時点での調査では、一応6人という数におさまっております。

家庭とのつながりが、あるいは配置されているスクールカウンセラーのカウンセリングを含めた教育相談体制の充実を図りながら、その児童生徒や保護者に対する支援を継続してまいります。カウンセラーが配置されていない中学校には、教育相談員というのの配置をしております。そういった教師だけの力ではなく、子供が少し気を許しながら、いろんなことの話ができたり相談できたりする力を借りて取り組んでいるところでございます。

なお、小学校におきましては、今年度の不登校児童は、今のところゼロでございます。

議員御承知のように、この不登校に陥るときの原因というのはいろいろその子によって違いがございます。多くは、その原因が一つということはないというのが、私の経験でございます。いろいろな形で、学校の場所におれない、行きたくない、そういう複合された要素が子供たちの中にあるようでございます。ですから、なかなか、最初にその本当のところを話してくれるようにならないのが、つらいところでございます。

その気持ちを聞き出したら、じゃあ、不登校が解消できるかということ、決してそうでもない要素も含んでおります。よって、保健室にまず来る、あるいは別室であいた先生から教科の指導を受けながらだんだん慣れるとか、そういったいろいろな策をとりながら、学校のほうにまず足を向ける、そしてほかの子供たちが休み時間には触れ合う中で、集団の中に溶け込む居場所として幾らか感じてもらえる。先ほど申し上げました、自分を肯定してもらえるような機会を、少しずつ、学校や地域や家庭の中につくることでこの不登校の解消にはつながっていくものと思ひ、その基本姿勢でもって各職員、関係の皆様方と力を合わせているところでございます。

次に、いじめの現状についてでございます。

本市におきましても、文部科学省の報道と同様に、冷やかしやからかい、嫌なことを言われたり嫌なことをされたりする事案がほとんどでございます。保護者や子供の声をもとにして、早期の対応に努めて、学校、保護者、子供の三者で、よりよい解決に向けて取り組みをしているところでございます。

今のところ7件の報告を受けておりますが、そのうち5件についてはよりよい解消が済みしておりますが、残り1件については、小1、中1、今まだその解消に向かって努力をしているところでございます。

そういう中で、大変難しいところは、集団によって少し無視をされるとか、そういうようないじめの対応のときに、なかなか解消の時間がかかるという状況が一つの評価として言えるかと思ひます。

現在、学校では対策マニュアル等もそれぞれ各学校で作成をして、いじめの事例研修等によっていじめ対策を推進しております。市教委としても、これらを確実に機能させていくために、壱岐市では毎月の定例校長研修会、定例の教頭研修会、そして各種教師が集まってきます研修会でも、このいじめ問題、先ほどから申し上げます学校訪問指導等においても、そのいじめの根絶に向けての指導を徹底して続けていっているところでございます。

3つ目の登下校における安全対策についてでございますが。

今年度は、1学期から夏季休業日にかけて、各学校において通学路点検を行いました。必要箇所については、学校、市教委、道路管理者、警察署で合同点検を行い、これをもとに、学校においては安全指導の見直しと保護者や学校支援会議の委員を含めた組織で、指導の改善、徹底

を図っているところでございます。

具体的には、カーブミラーを設置したがいい、ガードレールを設置したがいいという具体的なものも提案として受けとめています。

また、道路や標識等の改善が必要な箇所においては、道路管理者や警察署等により、優先順位をつけまして改善を図っているところです。おかげさまで、今年の夏休み中は児童生徒の事故の報告はない形で終わったことは、それぞれ各地域、各学校等が、一定認識をしながら取り組んでくれた成果ではないかと思っているところでございます。

以上でございます。ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） 不登校にしろいじめにしろ、ある程度教育委員会のほうでは、その度合いは多少は差はあるようではありますけれども、把握してあるということで、それは、ある程度、私も安心しました。上のほうまで声が行ってないのだろうかと思って心配しておりました。

先ほども教育長が言われますように、不登校については原因となる要素が幅広いということですね。発生の原因がわかりにくい。対応の度合いによっては長期化するおそれがあるということで、正直、私もそういうお子さんの保護者とお会いすることもありまして、やはりその悩みを持つ、本人はもとより保護者、家族、家庭自体が本当に悲痛な気持ちでおられます。

スクールカウンセラーも配置されているとはお聞きしましたが、先ほどの県の振興計画の中に、人づくりの中で、子供の心を向き合う教育体制の整備ということの中に盛り込まれております。この中には、もう既にスクールカウンセラーの計画的配置、派遣も書かれておりますし、壱岐市でも当然やられておるとは思いますけれども。各学校における、もしも専門のカウンセラーがいなければ、カウンセラーリングリーダーの育成、補助的な形になるとかなとは私認識するんですけど、そういった育成もやっぱり必要あるんじゃないかと思えます。

また、その中に、もう一つは、24時間電話相談窓口の設置、教育相談体制や生徒指導の充実を図りますと、もう明記されているわけです。ですから、それに向けて、少しでも発生すれば改善して、そして設置していただきたいと思っております。

次のいじめですけども、これも非常に難しい問題であると思えますし、全国的においてもいじめを苦にして自殺が起きたというニュースを聞きますと、ほんとはかり知れない気持ちでいっぱいです。それは私だけでなく、全員がそういう気持ちだと思います。

これも先ほどの問題と一緒に、やはり、まずは発生してから解決するのではなく、少しでも発生させない努力をしていただきたいと思います。明日も、同僚議員がいじめについては質問されることになっておりますので、これについてはこのくらいで終わりたいと思っております。

また、登下校の安全対策については、ある程度マニュアルを作成して、学校、保護者、地域との連携性を持っていられると、先ほど答弁でもありましたけども。やはり、作成されたのはいいんですけども、実際にそれが活用できてない。活用されなければ、活用せんとが一番いいんですけども、実際起きたときに、本当にそれが活用できるのか。やっぱり、その辺も、もう少し検討されるべきではなかろうかと思っております。特に、やっぱり、年度がわりのときに先生の移動等があります。問題が起こらねば一番いいんですけども、やはりそういう時期が一番問題も起こる可能性もありますから、早急にそういった対処をしていただければと思っておりますので、教育長のそれに対するお答えがありましたら、よろしくお願いたします。

議長（市山 繁君） 久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

教育長（久保田良和君） 先ほどのカウンセリングのスクールカウンセラーにかかわりまして、相談機関についても、県の教育センターには不登校相談を受ける親子ホットラインというのが開設されています。また、母親・父親広場というのが定期的開催されたりして、臨床心理士等がグループカウンセリング等が行われていますので、大村市に壱岐市の学校教育課の指導主事等も研修に行きまして、それを受けて、また市内の各先生方にその力を広めて、教師の中にもカウンセリング力を高めるという上で取り組まさせていただきますところでございます。また、これからも努めていきたいと思っております。

御指摘いただきましたいじめにつきましても、発生をさせない、発生しても早期に相談ができるという形の点。登下校につきましても、調査をして終わっただけでは事故につながる余地を残しているという御指摘を受けながら、年度がわりのときには、特に校長、教頭を中心にその辺を徹底するように指導していきたいと思っております。

ありがとうございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） やっぱり、安心して学べる教育環境は、子供、保護者、地域に信頼される学校を構築することが、やっぱり一番です。教育委員会も学校も信頼に向けて、今後とも最善の努力をされるようお願いいたします。

それでは、次に、市長に対して質問いたします。

これは、以前にも一般質問で提案させていただきました、壱岐市における農水産物、通告書には書いていませんでしたが、壱岐市のさまざまな物産品も含め、ブランド化によりさらなる価値観をつけるため、壱岐市としての推奨品、いわばロゴマークみたいな感じですけども、の制定はできないか、お伺いいたします。

議長（市山 繁君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番、深見議員の御質問にお答えします。

安心安全な農水産物の発信ということでございますけれども。

深見議員からは、昨年6月定例会一般質問におきまして、壱岐ブランド化を目指し統一ロゴ、パッケージ等を調査・研究する旨の回答をいたしておりました。この内容につきましては、現時点で、それぞれの担当部署において調査・研究にとどまっている状況でございます。

こういった中で、8月31日に開催されました壱岐産ながさきつや姫初出荷式におきまして、壱岐市農協が農産物と農産加工品の知名度向上を目的としたロゴマークが発表されました。このことは、非常に先進的な取り組みでございまして、壱岐産、壱岐銘柄ということを島外に発信するすばらしい取り組みであると考えておるところでございます。

現在までは、各団体、商品ごとにブランド化を図ることを目的に、ロゴマーク、パッケージ等を作成されたところもございまして、壱岐市といたしましては、壱岐で生産、漁獲されたもの、製造・加工されたものが島の安心安全を届けていることを消費者が一目で判別できるような統一ロゴ、いわゆるオール壱岐ロゴマークや認証制度等を第1次産業だけでなく製造加工業においても幅広く活用できるような制度を検討していかなければならないと考えております。

今後は、各担当部署が横断的に連携を行うとともに、この内容を、各関係機関、団体等と意見交換を行い、進めていくことが必要であると考えております。

具体的には、商工会、農協、漁協等関係機関の方々を含めたプロジェクトチームを立ち上げまして、中原副市長をチームリーダーとして取り組むよう指示をいたしたところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 深見議員。

議員（6番 深見 義輝君） ありがとうございます。少し、前向きな形で進んでいると、非常に私も安心いたしました。

市長も、先般、畜産振興のために福島のほうへ、確か、行かれたと聞いておりますし、いろんな立場で壱岐市の物産品のPRもされております。ただ、それだけでは、やはり消費者の口に入るときに本当に伝わるのかと不安を持ってるんです。やっぱ、いろんな商品の中のパッケージのほうに、そこに壱岐市、例えば行政が安心して皆さんにお届けしますよちゅう一つのラベルがあれば、それはもう本当にいいことだと思います。

しかし、やはり、それをつくるためには、ある程度の一定の基準を設けてやって、その中でやらないと、何もかもいいというわけにはいきませんので。ぜひとも、そういった方向で今後とも進められていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう進んでいるようですので、これ以上の質問はしません。これで、私の質問を終わります。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（市山 繁君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

・ ・

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月20日木曜日、午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時36分散会